

領収書等添付様式【共通】

(令和5年4月分)  
 (会派名 自由民主党)  
 (議員名 藤本 百男)

整理番号	使 途 項 目	
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・ <span style="border: 1px solid black;">事務所費</span> ・事務費・人件費	
1	出金総額	¥17,490
	<u>充当額</u>	<u>¥8,745</u>
下記明細は兵庫県議会議員 藤本 百男 宛である  <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content;">                         17 05-04-04   振替   17,490   リコ-リス (カ)                     </div>		
	案分率	共通案分率 50% それ以外の案分 % 案分の説明
	備考	コピー機リース料 R5 年3月分

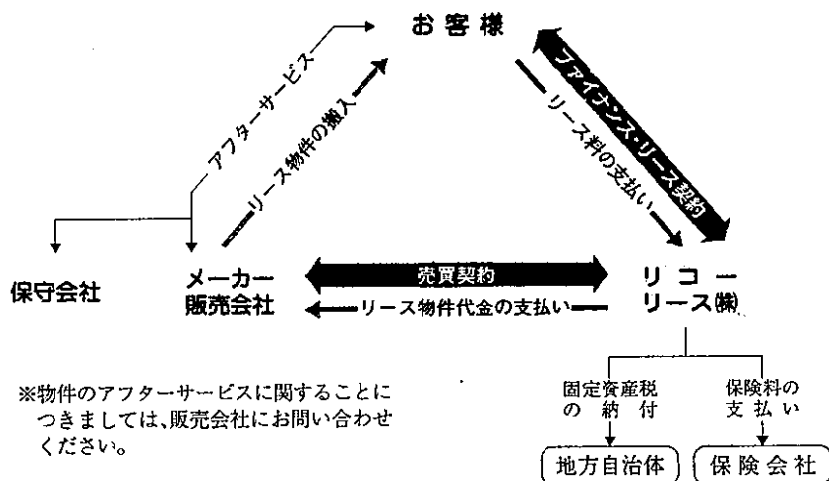
申込書をご記入の前に本書面をお読みください。

リコーリース株式会社

〔お申込みにあたって〕

- ◎お申込の際は、申込書と申込書裏面の契約各条項及び個人情報取扱に関する同意条項をよくお読みいただき、リース物件、月額リース料、リース月数、再リース料をご確認のうえ、裏面の記入例を参考にして、お客様自身が申込書にご記入ください。
  - ◎お申込みをいただいた後、リコーリースからお客様、連帯保証人予定者様それぞれに、お申込み内容の確認のお電話をさせていただきます。
- 《お申込み上の主なご注意》
- ※リース契約は中途解約できません。
  - ※リース物件の所有権はリコーリースにあり、リース期間満了後もお客様に移ることはありません。
  - ※リース期間満了後も引続きリース物件の使用を希望される場合は、再リースの手続きをお願いいたします。又、終了される場合には、リース物件をリコーリースが指定する場所へお客様の費用にてご返却いただきます。

〔リース契約のしくみ〕



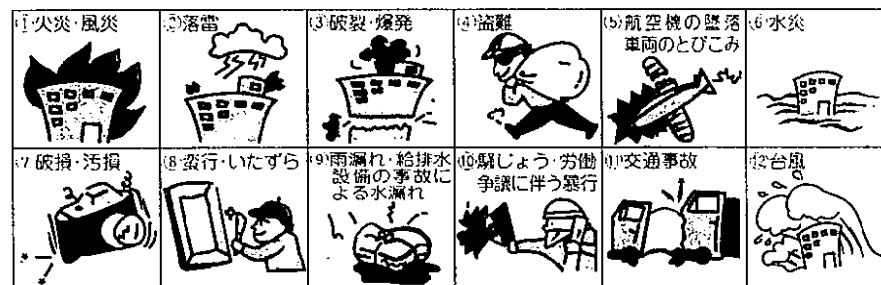
〔ソフトウェアのリースについて〕

- ◎お客様がご利用になる電子計算機及びその関連機器においてのみ使用できます。
- ◎ソフトウェアの複製に関しましては、販売会社の指示に従ってください。
- ◎ソフトウェアは、右に記載の『動産総合保険』の対象となりません。

〔動産総合保険について〕

『動産総合保険』とは、物件の使用、保管、輸送中を問わず、オールリスク担保の保険として、偶発的な事故による損害を補償する保険です。リコーリースでは、お客様に安心してリース物件をご使用いただけますよう、お申込みいただくリース物件(ほとんど全ての“動産”)につきまして、契約期間中『動産総合保険』を付保しております。

1. 保険の対象となる損害



2. 保険の対象とならない損害

- ◎故意、重過失による損害
- ◎自然の消耗、性質によるさび・カビ・変質・虫食いによる損害
- ◎紛失、置き忘れ、詐欺、横領による損害
- ◎地震、噴火、津波による損害
- ◎修理、清掃中における作業上の過失、技術の拙劣による損害
- ◎電気的事故、機械的事故による損害
- ◎物件自体に内在する品質等における契約不適合による損害
- ◎公権力の行使による損害
- ◎原子力危険による損害
- ◎戦争、暴動、変乱による損害 等

※事故が発生した場合には、すぐリコーリースまでご連絡ください。  
※ソフトウェア及び再リース期間中の物件につきましては、動産総合保険は非付保となります。

〔個人情報のお取扱について〕

本契約のお申込み時の審査にともない、お客様及び連帯保証人予定者様の個人情報機関に登録されている個人情報の利用とお申込みの事実の登録をさせていただきますので、下記の内容をご確認ください。

- ①信用情報機関名…株式会社シー・アイ・シー  
東京都新宿区西新宿1-23-7 新宿ファーストウエスト15階  
フリーダイヤル 0120-810-414
- ②登録情報の内容…氏名、生年月日、住所、電話番号、契約の種類 等
- ③登録期間………本契約に係る申込みをした事実について貸主が信用情報機関を利用した日より6ヶ月を超えない期間

## 【個人情報取扱に関する同意条項】

この条項は、個人の申込者および連帯保証人予定者(以下総称して「お客様」という)に適用されます。

### 第1条(個人情報の取得・保有・利用)

- (1)お客様は、本契約(本申込を含む。以下「本契約」という)を含むリコーリース株式会社(以下「当社」という)との取引の与信判断および与信後の管理(本契約が不成立の場合も含む)のため、以下の情報(以下総称し「個人情報」という)を当社および当社の関連会社が保護措置を講じたうえで取得・利用することに同意します。
- お客様の氏名、年齢、生年月日、住所、電話番号、勤務先、勤務先電話番号、家族構成、住居状況
  - 本契約に関する申込日、契約日、商品名、契約額、貸付額、支払回数
  - 本契約に関する支払開始後の利用残高、月々の返済状況
  - 本契約に関するお客様の支払能力を調査するためまたは支払途上における支払能力を調査するため、お客様が申告したお客様の資産、負債、収入および支出ならびに当社が取得したリース・クレジット等利用履歴、返済状況
  - 犯罪による収益の移転防止に関する法律に基づく本人確認を行うための情報
  - 権利義務の移転等の必要上または本人特定のために取得したお客様の住民票、戸籍謄(抄)本、運転免許証等公的機関が発行する書類から得た情報
- (2)お客様は、本契約に係る物件の管理のため、および他の商品・サービスの情報の提供・提案のため、当社および当社の関連会社が本契約の物件の売主・製造者に、本条前項第1号および第2号の個人情報を保護措置を講じたうえで提供することに同意します。
- (3)本条前項の個人情報の提供期間は、当該個人情報の取得日から原則として本契約の契約期間終了日の5年後までとします。

### 第2条(個人情報の利用)

- (1)お客様は、当社が保護措置を講じたうえで、リース、割賦販売、金銭の貸付、その他金融サービスに関連する当社および当社の関連会社の事業において、以下の目的のために第1条第1項第1号および第2号の個人情報を利用することに同意します。
- 商品・サービスに関する情報の提供および提案
  - 商品・サービスの提供
  - 代金の請求・回収
  - 商品・サービスの企画および利用に関する調査、アンケート依頼およびその後の連絡
  - 統計資料の作成
  - 商品・サービスに関する宣伝物・印刷物の送付等の営業案内
  - 商品・サービスに関する市場調査・商品開発
- (2)お客様は、当社が保護措置を講じたうえでリコーグループが、前項各号の目的のために、第1条第1項第1号および第2号の個人情報を共同して利用することに同意します。
- ※当社の具体的な事業内容、当社の関連会社およびリコーグループの名称については、ホームページ(<http://www.r-lease.co.jp/>)に掲載しております。

### 第3条(個人情報情報機関への登録・利用)

- (1)お客様は、当社が当社の加盟する個人情報情報機関(個人の支払能力・返済能力に関する情報の取得および加盟会員に対する当該情報の提供を業とするもの)および当該機関と提携する個人情報情報機関に照会し、お客様およびお客様の配偶者の個人情報が登録されている場合には、お客様の支払能力・返済能力の調査のために、当社がそれを利用することに同意します。
- (2)お客様の本契約に基づく個人情報、客観的な取引事実(本契約が不成立の場合も含む)が、当社の加盟する個人情報情報機関に下記に定める期間登録され、当社が加盟する個人情報情報機関および当該機関と提携する個人情報情報機関の加盟会員により、お客様の支払能力・返済能力に関する調査のため利用されることに同意します。

【当社が加盟する個人情報情報機関の名称、住所、お問合せ電話番号等】

名称：株式会社シー・アイ・シー(貸金業法に基づく指定信用情報機関)  
 住所：〒160-8375 東京都新宿区西新宿1-23-7 新宿ファーストウエスト15階  
 電話番号：0120-810-414  
 ホームページアドレス：<https://www.cic.co.jp/>  
 ※シー・アイ・シーは、主に割賦販売等のクレジット事業を営む企業を会員とする個人情報情報機関です。同社の加盟資格、加盟会員企業名等の詳細は、上記の当社が開設しているホームページをご覧ください。

【株式会社シー・アイ・シーが提携する個人情報情報機関】

名称：全国銀行個人信用情報センター 住所：〒100-8216 東京都千代田区丸の内1-3-1 電話番号：03-3214-5020 ホームページアドレス： <a href="https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/">https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/</a> ※主に金融機関とその関係会社を会員とする個人情報情報機関	名称：株式会社日本信用情報機構(貸金業法に基づく指定信用情報機関) 住所：〒110-0014 東京都台東区北上野1-10-14 住友不動産上野ビル5号館 電話番号：0570-055-955 ホームページアドレス： <a href="https://www.jicc.co.jp/">https://www.jicc.co.jp/</a> ※主に貸金業者を会員とする個人情報情報機関
------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

【株式会社シー・アイ・シーへの登録情報と登録期間】

本契約に係る申込をした事実	当社が個人情報情報機関に照会した日から6ヶ月間
本契約に係る客観的な取引事実	契約期間中および契約終了後5年以内
債務の支払を延滞した事実	契約期間中および契約終了後5年間

※当社が上記の加盟信用情報機関に登録する情報は、氏名、生年月日、住所、電話番号、勤務先、勤務先電話番号、運転免許証等の記号番号等本人を特定するための情報、契約の種類、契約日、契約額、貸付額、商品名、支払回数等契約内容に関する情報、利用残高、支払日、完済日、延滞等支払状況に関する情報です。

### 第4条(本同意条項に不同意の場合)

当社は、お客様が本契約の必要な記載事項の記載を希望しない場合および本同意条項の内容の全部または一部を承認できない場合、本契約をお断りすることがあります。ただし、第2条に同意しないことを理由に本契約をお断りすることはありません。

### 第5条(利用・提供中止の申出)

当社は、第2条による同意を得た範囲内で、当社が当該情報を利用、提供している場合であっても、お客様から中止の申出があった場合は、それ以降当社での利用、共同利用者への提供を中止する措置をとります。

### 第6条(個人情報の開示・訂正・削除)

- (1)お客様は、当社および当社が加盟する個人情報情報機関に対して、個人情報の保護に関する法律に定めるところにより自己に関する個人情報を開示するよう請求することができます。なお、開示を求める場合の問合せ窓口は第7条記載のとおりです。
- (2)万一個人情報の内容が事実でないことが判明した場合には、当社は速やかに利用目的の達成に必要な範囲内で訂正または削除に応じます。

### 第7条(問合せ窓口)

お客様の個人情報の開示・訂正・削除のお問合せや、利用・提供中止の申出等に関しては、以下のとおりご連絡ください。

- 当社に開示を求める場合、下記担当窓口にご連絡ください。開示請求手続き(受付窓口、受付方法、必要書類、手数料等)の詳細についてお答えします。なお、個人情報情報機関に登録されている個人情報を当社が開示することはできないため、当該個人情報の開示は個人情報情報機関へ直接お問合せください。  
 担当窓口：リコーリース株式会社 CSR推進室  
 住所：〒135-8518 東京都江東区東雲1-7-12 KDX豊洲グランスクエア7F  
 電話番号：03-6204-0603
- 当社が加盟する個人情報情報機関に開示を求める場合、第3条第2項記載の個人情報情報機関にご連絡ください。

以上  
 同意①

申込年月日 2020年06月24日  
 リコーリース株式会社  
 〒135-8518 東京都江東区東雲1-7-12

申込者 TEL - -

担当部署  
 氏名  
 TEL - -

業種  
 会社設立(創業) 年 月  
 社 資本金 百万円  
 従業員 名  
 年商 百万円( / 期)

代表者名  
 氏名  
 藤本 百男

代表者ご自宅  
 生年月日 S・H・R 年 月 日  
 自宅TEL - -  
 携帯TEL - -

① 自己所有 2. 家族所有 3. 賃貸 居住年数 40 年

二自宅  
 年月日 S・H・R 年 月 日  
 TEL - -  
 帯TEL - -  
 自己所有 2. 家族所有 3. 賃貸

お名前前  
 氏名 長瀬県議会  
 住所 神戸市中央区下町通5-10-1  
 TEL 078-362-3725

勤務先  
 居住年数 年  
 申込者との関係 1. 代表者 2. ( )

お支払口座  
 金融機関 銀行・信用金庫 農協・信用組合 労働金庫  
 口座名義人 預金者  
 新生加東の会  
 藤本 百男  
 口座名義に所属・代表者名が入っている場合には、省略せずにご記入ください。

1	メーカー: 12- 物件名: IMC2500F	品目: 複合機	設置場所住所(申込み住所と異なる場合) TEL 同上 事業所名
	製造No. 月額(税抜) 15900円		
2	メーカー: 物件名:	品目:	設置場所住所(申込み住所と異なる場合) TEL 事業所名
	製造No. 月額(税抜)		
3	メーカー: 物件名:	品目:	設置場所住所(申込み住所と異なる場合) TEL 事業所名
	製造No. 月額(税抜)		
4	メーカー: 物件名:	品目:	設置場所住所(申込み住所と異なる場合) TEL 事業所名
	製造No. 月額(税抜)		
5	メーカー: 物件名:	品目:	設置場所住所(申込み住所と異なる場合) TEL 事業所名
	製造No. 月額(税抜)		
合計		台	

①	月額リース料(税抜)	15900円
②	消費税等	1590円
	月額リース料(税込)	17490円
③	リース月数	60ヶ月 期間中は中途解約できません。
④	リース開始日	2020年7月1日
⑤	支払日	口座振替日は、ご指定の金融機関により4日又は27日となります。詳しくは4枚目をご覧ください ※お支払日につきましては、後日リコーリースよりご連絡をさせていただきます。
⑥	支払方法	月払い 口座振替
⑦	前払リース料	ヶ月分 ※最終回より充当されます。
⑧	再リース料(年額)	年間リース料/6 (再リース開始時一括支払い)
⑨	リース物件価格	円
	RLグレードアップ解約金	円
	その他上乘解約金	円
	リース対象金額(税抜)	円

下記契約番号のリース物件を入替の上、この契約を申込みます。  
 また、下記契約番号のリース物件につき、グレードアップ解約の場合は、その解約金を含めた契約として申込みます。

契約番号	-	物件連番
契約番号	-	物件連番

10 特約条項

**お申込み上のご注意**

- 営業のために若しくは営業として、又は事業・職務の用に供する目的以外の場合、リース契約のお申込みはできません。
- お申込み後、リコーリースからお客様、連帯保証人予定者様宛てにお申込内容等の確認のお電話をさせていただきます。
- 契約成立後、この「リース契約申込書」は、後日送付させていただきます「リース契約確認書」(契約日を記載)とともに「契約の内容を明らかにした書面」となります。
- 後日送付させていただきます「リース契約確認書」お支払予定表」は、この「リース契約申込書」と一緒に大切に保管してください。
- リース物件中のソフトウェア、及び再リース期間中のリース物件(ハードウェアを含む)につきましては、動産総合保険の適用外となります。

**販売会社様へ**

このページは、お客様の「お申込み控え」ですので、ご記入後は必ずお客様にお渡しいただきますよう、お願いいたします。

リース契約の内容・お支払いに関しては、「リース契約確認書」に記載のお問合せ先までご連絡ください。

物件の保守・修理等  
 住所名称 神戸市西区伊川谷町3-30-1 春地  
 第一電子株式会社  
 代表取締役 高取 宏行  
 TEL  
 担当者



お客様が契約された会社【貸主】

リコーリース株式会社

〒 102-8563 東京都千代田区紀尾井町4番1号

ア-12

## リース契約確認書

契約年月日	2020年 7月 3日
借受年月日	2020年 7月 3日
契約番号	A074703948-000

・お客様からお申込みをいただいたリース契約は、左記「契約年月日」欄記載の日付で成立しましたので、ご通知申し上げます。

・成立したリース契約の概要は本書面記載のとおりとなりますので、ご確認ください。

・万一、お申込み内容と本書面の内容に相違がある場合は、本書面受領後、直ちに当社までご連絡ください。

・本書面は「リース契約申込書(◆お客様控え◆)」と一緒に大切に保管してください。

リースは中途解約できません。

(敬称略)

ご契約者(借主)	〒 673-1431
所在地	兵庫県加東市社1491-1
契約者TEL	0795-43-8270
契約者名	藤本百男事務所
代表者名	藤本 百男
ご自宅	
自宅TEL	

リース条件欄	
月額リース料(税抜)	15,900円
消費税等	1,590円
リース月数	60ヶ月
総額リース料(税抜)	954,000円
消費税等	95,400円
前払回数	回(最終支払分より遡って充当)
リース開始日	2020年 8月 1日
リース終了日	2025年 7月 31日
支払方法	自動振替
支払日	4日
振替日が金融機関休業日の場合は、その翌日営業日となります	
消費税等(円未満切捨)	消費税法等所定の税率により算出された消費税等額となります
下記のリース契約を解約し、その解約金を含めた契約となります	
契約番号	A056263084-000
再リース料(年額)	31,800円(税抜)

再リースをご希望された場合、上記金額に別途消費税等が加算された額を再リース開始時に一括にてお支払いいただきます。

リース物件の表示			
1	物件名	RICOH IM C2500F	
	製造番号等	637783	
	月額(税抜)	15,900円	台数 1台
	設置場所	藤本百男事務所	
2	物件名		
	製造番号等		
	月額(税抜)	円	台数 台
3	物件名		
	製造番号等		
	月額(税抜)	円	台数 台
合計		1物件	1台
(特約条項)			

当社 本契約担当の支社・営業所

〒 530-0004

大阪市北区堂島浜2-2-28

堂島アクシビル 12F

リコーリース株式会社

第一業務部 関西契約センター

TEL 06-4799-4400

&lt;個人信用情報の照会・利用および登録について&gt;

当社が加盟する個人信用情報機関：株式会社シー・アイ・シー

登録する情報、登録期間、株式会社シー・アイ・シーの問い合わせ先等につきましては、別にお渡りする「個人情報取扱に関する同意条項」をご参照ください。

万一機械の故障・事故発生の場合は、売主又は保守会社までご連絡下さい

〒 679-0204

兵庫県加東市新町298番地の2

第一電子(株)加東営業所

TEL 0795-40-5720

6731431

作成日 2020年 7月 15日

兵庫県加東市社  
1491-1

藤本百男事務所 御中

〈お問合わせ先〉  
 リコーリース株式会社  
 〒530-0004  
 大阪市北区堂島浜2-2-28  
 堂島アクシスビル 12F  
 第一業務部 関西契約センター

TEL 06-4799-4400



\*\*\* 438 A074703948-000  
 0012841 U231100001-140  
 103 0001444#0003996 0000010  
 0004002 A IBA016

## お支払予定表

拝啓、時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。この度はリコーリースをご利用いただき厚くお礼申し上げます。

さて、今回のご契約内容とお支払予定につきましてご案内の通りとなっております。

つきましては、ご契約内容をご照合の上、万一ご不審の点、行き違い等ありましたら担当課所に大至急ご一報願います。

今後とも一層のお引き立てを賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

敬具

契約番号	A074703948-000
契約者名	藤本百男事務所
契約種類	リース
物件名	RICOH IM C2500F
契約日	2020年 7月 3日
借受日	2020年 7月 3日
リース期間	2020年 8月 1日 ~ 2025年 7月 31日

(1/2頁)	
お支払日	4日
お支払方法	自動振替
支払口座	金融機関名
	支店名
	口座種類
	口座番号

口座番号の下3桁は、お客様情報保護のため「\*\*\*」と表示しています。

【総額リース料(税込)】 1,049,400円 (内消費税 95,400円)

振替日が金融機関休業日の場合は、その翌日営業日となります。 お客様の通帳には、「リコーリース」、それ以外の金融機関では「リコーリース(カ)」と記載されます。尚、一部の金融機関では「DF. リコーリース」と記載される場合もあります。

尚、貴社からの弁済については、当社が適当と認める順序及び方法により充当出来るものとします。

コメント欄:

(金額単位:円)

回数	お支払年月日	お支払金額	消費税等	合計(税込)	お支払金額合計(税込)	お支払後残高(税込)
1	2020:8:4	15900	1590	17490	17490	1031910
2	2020:9:4	15900	1590	17490	17490	1014420
3	2020:10:4	15900	1590	17490	17490	996930
4	2020:11:4	15900	1590	17490	17490	979440
5	2020:12:4	15900	1590	17490	17490	961950
6	2021:1:4	15900	1590	17490	17490	944460
7	2021:2:4	15900	1590	17490	17490	926970
8	2021:3:4	15900	1590	17490	17490	909480
9	2021:4:4	15900	1590	17490	17490	891990
10	2021:5:4	15900	1590	17490	17490	874500
11	2021:6:4	15900	1590	17490	17490	857010
12	2021:7:4	15900	1590	17490	17490	839520
13	2021:8:4	15900	1590	17490	17490	822030
14	2021:9:4	15900	1590	17490	17490	804540
15	2021:10:4	15900	1590	17490	17490	787050
16	2021:11:4	15900	1590	17490	17490	769560
17	2021:12:4	15900	1590	17490	17490	752070
18	2022:1:4	15900	1590	17490	17490	734580
19	2022:2:4	15900	1590	17490	17490	717090
20	2022:3:4	15900	1590	17490	17490	699600
21	2022:4:4	15900	1590	17490	17490	682110
22	2022:5:4	15900	1590	17490	17490	664620
23	2022:6:4	15900	1590	17490	17490	647130
24	2022:7:4	15900	1590	17490	17490	629640

作成日 2020年 7月 15日

(2/2頁)

契約番号	A074703948-000
契約者名	藤本百男事務所
契約種類	リース

(お問合わせ先)  
 リコーリース株式会社  
 第一業務部 関西契約センター

TEL 06-4799-4400

(金額単位:円)

回数	お支払年月日	お支払金額	消費税等	合計(税込)	お支払金額合計(税込)	お支払残高(税込)
25	2022:8:4	15900	1590	17490	17490	612150
26	2022:9:4	15900	1590	17490	17490	594660
27	2022:10:4	15900	1590	17490	17490	577170
28	2022:11:4	15900	1590	17490	17490	559680
29	2022:12:4	15900	1590	17490	17490	542190
30	2023:1:4	15900	1590	17490	17490	524700
31	2023:2:4	15900	1590	17490	17490	507210
32	2023:3:4	15900	1590	17490	17490	489720
33	2023:4:4	15900	1590	17490	17490	472230
34	2023:5:4	15900	1590	17490	17490	454740
35	2023:6:4	15900	1590	17490	17490	437250
36	2023:7:4	15900	1590	17490	17490	419760
37	2023:8:4	15900	1590	17490	17490	402270
38	2023:9:4	15900	1590	17490	17490	384780
39	2023:10:4	15900	1590	17490	17490	367290
40	2023:11:4	15900	1590	17490	17490	349800
41	2023:12:4	15900	1590	17490	17490	332310
42	2024:1:4	15900	1590	17490	17490	314820
43	2024:2:4	15900	1590	17490	17490	297330
44	2024:3:4	15900	1590	17490	17490	279840
45	2024:4:4	15900	1590	17490	17490	262350
46	2024:5:4	15900	1590	17490	17490	244860
47	2024:6:4	15900	1590	17490	17490	227370
48	2024:7:4	15900	1590	17490	17490	209880
49	2024:8:4	15900	1590	17490	17490	192390
50	2024:9:4	15900	1590	17490	17490	174900
51	2024:10:4	15900	1590	17490	17490	157410
52	2024:11:4	15900	1590	17490	17490	139920
53	2024:12:4	15900	1590	17490	17490	122430
54	2025:1:4	15900	1590	17490	17490	104940
55	2025:2:4	15900	1590	17490	17490	87450
56	2025:3:4	15900	1590	17490	17490	69960
57	2025:4:4	15900	1590	17490	17490	52470
58	2025:5:4	15900	1590	17490	17490	34980
59	2025:6:4	15900	1590	17490	17490	17490
60	2025:7:4	15900	1590	17490	17490	0



領収書等添付様式【共通】

(令和5年4月分)

(会派名 自由民主党)

(議員名 藤本 百男)

整理 番号	使 途 項 目	
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費	
2	<p style="text-align: right;">出金総額    ¥2,120</p> <hr/> <p style="text-align: right;">充当額        ¥2,120</p> <p>下記明細は兵庫県議会議員 藤本 百男 宛である</p> <p>05-04-10 クレジット   *   ミツイスミモカート  </p>	<p>共通案分率            %</p> <p>それ以外の案分 100%</p> <p>案分の説明 政務活動の為の活動費用により上記案分率とした</p> <p>案分率</p>
		<p>ETC利用 R5年2月分 (2/10,2/11)利用分</p> <p>備 考</p>

ご利用代金明細書

2023年3月25日発行 001VR7C000451

毎々当社のカードをご愛用いただきありがとうございます。
過日ご利用いただきました「ご利用明細」と「お支払明細」、「お支払日」を
下記の通りご案内申し上げます。ご指定の口座を通してお支払いいただきますので、
「口座残高」のご確認も併せてお願い申し上げます。
なお、お支払口座へのご入金はお早めをお願い申し上げます。

藤本 百男 様

三井住友カード株式会社
大阪市中央区今橋4丁目 5-15
登録番号 近畿財務局長第00209号

08137-6461-9330-21080 6030715#



ご照会はこちら

三井住友カード会員向けインターネットサービス
[Vpass (ブイパス)] http://vpass.jp



明細書枚数 2枚中 1枚目

カードのご利用枠 (家族カード発行時は共通のご利用枠)

Table with columns for Card Type (VISA), Total Usage, Card Usage, Cash Payment, and In-store/2x/Bonus.

リボ払いと分割払いは上記に表示の利用枠内でご利用いただけますが、ご利用金額の上限は合算で 80万円です。

Payment details table including date (2023年4月10日), financial institution, branch, and account number.

Card details table including card name, inquiry number, and activation date (2009年7月3日).

お客様の個人情報保護のため、口座番号を表示していません。

各種ご照会・お申込みには会員番号が必要となりますので、お手元にカードをご用意の上、お問い合わせください。

カードを安心してご利用頂けるよう以下のことにご協力ください。

- ◆カード名義人ご本人以外は、たとえご家族の方であっても、カードをご利用頂くことはできません。
◆カードの裏にはサインが必要です。サインをしたカード名義人ご本人の方のみがご利用になれます。
◆カードご利用時等、暗証番号が必要となる場合がございます。暗証番号は他人に知られないよう十分にご注意ください。

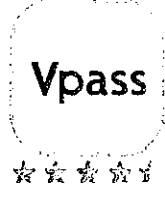
Main transaction table with columns: Date, Store Name, Amount, Payment Type, and Remarks. Includes entries for ETC on the阪神高速道路.

ご利用明細のご説明

<ご利用日>前日ご案内以降にご利用データもしくは伝票が到着したものとします。
<支払区分>1=1回払い、2=2回払いの支払回数、3~=分割払いの支払回数、リボ=リボ払い、ボ=ボーナス一括払い 等 <今回回数>今回が何回目のお支払いかを表示しております。

裏面もご覧ください

スマホで、ご利用明細をいつでも確認！  
Vpass アプリ



※スマートフォンのOSバージョンによってご利用いただけない場合があります。  
※Appleのロゴ、Apple Store、は、米国およびその他の国で登録されたApple Inc.の商標、またはサービスマークです。  
※Google Play および Google Play ロゴは、Google LLC の商標です。

030715#

明細書枚数 2枚中 2枚目

藤本 百男 様

### ご利用代金明細書

2023年3月25日発行 001VR7C000451

毎々当社のカードをご愛用いただきありがとうございます。  
適日ご利用いただきました「ご利用明細」と「お支払明細」、「お支払日」を下記の通りご案内申し上げます。ご指定の口座を通してお支払いいただきますので、「口座残高」のご確認も併せてお願い申し上げます。  
なお、お支払口座へのご入金はお早めにお願ひ申し上げます。

三井住友カード株式会社  
大阪市中央区今橋4丁目 5-15  
登録番号 近畿財務局長第00209号



#### ご照会はこちら

三井住友カード会員向けインターネットサービス  
「Vpass (ブイパス)」 <http://vpass.jp>



カード名称	
お問合せ番号	
加入・切替日	2009年7月3日

各種ご照会・お申込みには会員番号が必要となりますので、お手元にカードをご用意の上、お問い合わせください。

ご利用年月日 (年/月/日)	ご利用店名	ご利用金額	支払 区分	今回 回数	備考
	(ペルソナVISA) 藤本 百男 様				
<p>0...2120円</p>					

備考の◎印はポイントの対象利用となります。



#### ご利用明細のご説明

<ご利用日> 前回ご案内以降にご利用データもしくは伝票が到着したものとします。  
<支払区分> 1=1回払い、2=2回払いの支払回数、3~=分割払いの支払回数、リボ=リボ払い、ポ=ボーナス一括払い 等 <今回回数> 今回が何回目のお支払いかを表示しております。

#### インターネットサービス「Vpass(ブイパス)」

ご利用明細の照会やカードに関する手続きがいつでもどこでも無料でできるインターネットサービスです。

- (主なサービス)
- お支払い金額・ご利用明細・ご利用可能額の照会
- 「カードご利用代金WEB明細書サービス」のお申し込み
- リボ払い・分割払い・キャッシングのお申し込み

<http://vpass.jp/>



#### 「Vpassアプリ」

インターネットサービス「Vpass」をより簡単・便利にご利用いただける無料のスマートフォンアプリです。

- オートログイン機能で簡単ログイン。4桁のパスワードなども設定できます。
- 目的のメニューへスムーズにアクセスできます。
- アプリ背景色は全部で5色。お好きな色を選べます。

<http://vpass.jp/vapp/>



活動報告書（県庁政務調査等）


議員名	藤本百男
-----	------

令和5年 4月分

日付	整理番号	主な活動概要	充当額	備考 (添付資料)
2/10	4-2	調査課と質問内容の調査等	1,060円	新神戸トンネル @ 530円×2
計			1,060円	新神戸トンネル 通行料金

# 活動報告書

議員名	藤本百男
-----	------

活動名	<p>「建国記念の日を祝う会 in 神戸」 参加のための高速料金</p>			
活動	<p>○実施日 令和5年2月11日(土・祝) 13:00~16:00</p> <p>○場 所 よみうり神戸ホール(神戸市中央区栄町通)</p> <p>行 程 ・加東市~神戸市 新神戸トンネル往復</p> <p>○内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・記念講演「明治天皇のご聖徳と日本の国柄」 講師 打越孝明氏(明治神宮国際神道文化研究所主任研究員)</li> <li>・奉祝式典</li> </ul> <div style="display: flex; align-items: flex-start;"> <div style="flex: 1;">  </div> <div style="flex: 2; padding-left: 10px;"> <p>午後1時、神戸市内の読売ホールで行われた「建国記念の日を祝う会」に加東市の方々と一緒に出席した。祝う会は3部構成で行われ、第I部では明治神宮国際神道文化研究所主任研究員の打越孝明氏による「明治天皇のご聖徳と日本の国柄」と題した講演が行われた。全国をご巡幸された明治天皇の聖跡・史跡、特に兵庫県内の行啓地、史跡を中心に話された。II部の式典には、国会、県会、市会議員が多数出席し、県会議員を代表してご挨拶を申し上げた。</p> </div> </div> <p>○案分率100%</p>			
経費	項 目	政務活動費充当金額	領収書NO	内 容
	高速料金	1,060円	4-2	新神戸トンネル@530円×2
	合 計	1,060円		
備考				

# 建国記念の日を祝う会 in 神戸



日時

令和5年 2月11日 (土・祝) 午後1時～午後4時30分 開場 12:15～

- 第1部 記念講演 13:00～14:30 演題 『明治天皇のご聖徳と日本の国柄』  
 講師 打越孝明先生
- 第2部 奉祝式典 14:40～15:30
- 第3部 奉祝パレード 15:50～16:30

明治神宮国際神道文化研究所主任研究員  
 昭和35年、茨城県水戸市生まれ。早稲田大学大学院文学研究科修士課程を修了後、同大学助手などを経て、横浜市の公益財団法人大倉精神文化研究所に専任研究員として勤務。平成21年より現職。大倉精神文化研究所の客員研究員・評議員を兼務。日本全国に遺されている明治天皇の聖蹟について執筆、テレビ番組の制作にも協力している著書に『明治天皇の聖蹟を歩く 東日本編/西日本編』（KADOKAWA、令和4年/平成30年）、『御歌とみあとでたどる 明治天皇の皇后 昭憲皇太后のご生涯』（KADOKAWA/中経出版、平成27年）



締切 2/3

会場

よみうり神戸ホール  
神戸市中央区栄町通1丁目2-10 (元町駅南)

参加費

1,000円 (大学生以下無料)

当日の講演会・式典はライブ配信を併催します。  
 参加は下記アドレス、QRコードよりお申し込み下さい。難しい方は、要項をFAXまたは郵送にてお送り下さい。主旨にご賛同の方ならどなたでも参加出来ます。右締め切り日または定員になり次第締め切ります。

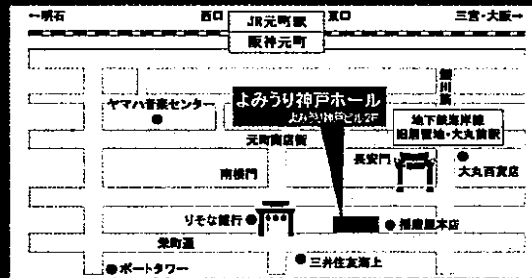


WEB申込

— 国の誕生日をお祝いしましょう —

主催 建国記念の日を祝う会兵庫実行委員会  
 〒650-0015 兵庫県神戸市中央区多間通3-1-1  
 Web  
 E-mail

FAX 078-371-6015 TEL 078-341-1145



会場案内図



メール申込

ご氏名                                  ご住所                                  ご同伴者                                  ご連絡先

領収書等添付様式【共通】

(令和5年4月分)

(会派名 自由民主党)

(議員名 藤本 百男)

整理 番号	使 途 項 目	
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費	
3	出金総額      ¥6,800	共通案分率      %
	充当額          ¥6,800	
下記明細は兵庫県議会議員 藤本 百男 宛である		それ以外の案分 100%
05-04-10 新聞             *6,800		案分の説明 政務活動の為の資料購 入により上記案分率と した
		案分率
		備 考
		新聞購読料 産経・神 戸 R5年3月分

領収書等添付様式【共通】

(令和5年4月分)

(会派名 自由民主党)

(議員名 藤本 百男)

整理番号	使 途 項 目	
		調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費
4	<p>出金総額 ￥902</p> <hr/> <p>充当額 ￥902</p> <p>下記明細は兵庫県議会議員 藤本 百男 宛である</p>	<p>共通案分率 %</p> <p>それ以外の案分 100%</p> <p>案分の説明</p> <p>政務活動の為の資料購入により上記案分率とした</p> <p>案分率</p>
	<p>領収書番号: 000001526 2023年04月10日 No.01-000119450</p> <p>藤本百男 様</p> <p>金額 ￥902-</p> <p>内カード利用計 ￥0(内消費税等 ￥0) 内現金扱い等計 ￥902(内消費税等 ￥82) 雑貨 ￥902(内消費税等(10%) ￥82)</p> <p>但し 正論 2023.5</p> <p>上記正に領収いたしました。 丸善兵庫教育大学売店 〒673-1415兵庫県加東市下久米942-1兵庫教育大学 電話0795-44-1152</p> <p>兵庫教育大学 領収</p>	<p>書籍購入『正論 2023.5』丸善兵庫教育 大学売店</p> <p>備考</p>



領収書等添付様式【共通】

(令和5年4月分)  
(会派名 自由民主党)  
(議員名 藤本 百男)

整理 番号	使 途 項 目													
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・ <span style="border: 1px solid black;">事務所費</span> ・事務費・人件費													
5	<table border="1"> <tr> <td>出金総額</td> <td>¥5,000</td> </tr> <tr> <td>充当額</td> <td>¥2,500</td> </tr> </table> <p>下記明細は兵庫県議会議員 藤本 百男 宛である</p>	出金総額	¥5,000	充当額	¥2,500	<table border="1"> <tr> <td>共通案分率</td> <td>50%</td> </tr> <tr> <td>それ以外の案分</td> <td>%</td> </tr> <tr> <td colspan="2">案分の説明</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">案分率</td> </tr> </table>	共通案分率	50%	それ以外の案分	%	案分の説明		案分率	
	出金総額	¥5,000												
充当額	¥2,500													
共通案分率	50%													
それ以外の案分	%													
案分の説明														
案分率														
		来客用駐車場代 R5年 4月分												

領 収 証

藤本 百男

様

No. \_\_\_\_\_

金額

¥5,000-

但、駐車場代とL2

R5年 4 月 10 日 上記正に領収いたしました

社連合区

内 訳

税抜金額

消費税額等( %)

会計

## 駐車場賃借契約書

社連合区（以下甲という）藤本百男 と（以下乙という）は甲の所有する駐車場（以下本物件という）を乙が借用することについて、次の通り契約するものとする。

### （目的）

第1条 甲が所有する次の本物件を、乙に駐車場目的で賃借する。

本物件所在地

本物件名

区画番号

号

### （期間）

第2条 乙の借用期間は令和3年1月1日より令和4年12月31日までの2ヶ年とする。期間満了3ヶ月前に乙が解約の意思がない場合は引き続き2ヶ年延長とし、それ以降も同様とする。

### （料金）

第3条 (1) 本物件の駐車料金は月額 5,000 円とし、日割り計算はしないこととする。

(2) 乙は駐車料金の支払いを毎月末に翌月分を甲の指定する次の口座に振り込むものとする。

銀行名

口座名義

銀行名

口座名義

### （駐車料金の変更）

第4条 甲は経済事情、公租公課の変動及び近隣の駐車料金の比較等により不相当となったときは、駐車料金を変更することが出来るものとする。

その場合は乙はすみやかに協議に応じるものとする。

(免責)

第5条 乙は本物件の使用及び自動車の保管、管理についてすべて乙の責任において行うものとし、甲乙以外の第三者による事故が生じた場合も乙は甲に責任を問わないものとする。

(契約解除)

第6条 甲は次の項目の一つに該当したときは、乙に催告しないで直ちに本契約を解除することが出来るものとする。

- (1) 3ヶ月以上に賃料の支払いを怠ったとき。
- (2) 賃料の支払いをしばしば遅延し、甲及び乙の信頼関係を著しく害すると認められるとき。
- (3) 本契約に違反したとき。

(転貸借の禁止)

第7条 乙は甲の書面による承諾なしに第三者に賃借権の譲渡、もしくは転貸、又はこれに準ずる行為をしてはならない。

上記の通り契約が成立したので、本契約書2通を作成し各自署名捺印の上、各1通を保有する。

令和2年12月 / 日

甲 住所

氏名

印

乙 住所

氏名

印

藤本百男

印

領収書等添付様式【共通】

(令和5年4月分)  
(会派名 自由民主党)  
(議員名 藤本 百男)

整理番号	使 途 項 目					
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・ <span style="border: 1px solid black;">事務費</span> ・人件費					
6	<table><tr><td>出金総額</td><td>¥7,681</td></tr><tr><td>充当額</td><td>¥1,920</td></tr></table>	出金総額	¥7,681	充当額	¥1,920	共通案分率 25%
	出金総額	¥7,681				
充当額	¥1,920					
下記明細は兵庫県議会議員 藤本 百男 宛である	それ以外の案分 %	案分の説明				
25 05-04-10 クレジット   *9,769 AU PAY カード	案分率					
	備考	議員使用携帯電話 R 5年2月分				

## 利用料金のご案内 CONFIRMATION OF CREDIT PAYMENT

( 2023年 2月 ご利用分)

振替日(注1) DUE DATE ご利用クレジット会社の規約に基づく振替日

ご利用料金 TOTAL AMOUNT DUE 9,769円

クレジットカード番号 CREDIT CARD No.

(注1)

ご利用料金はクレジットカード会社からご請求となります。なお、クレジットカード会社からご請求の金額に、カードでお支払いの残高が反映されていない場合は、ご利用料金がSMSまたはお知らせメールをお送りいたします。お支払いが完了した場合は、お支払いの履歴をメールでお知らせいたします。

### クレジットカードでお支払いのお客様へ

◆カード番号や有効期限が変更になった場合は変更のお手続きが必要です。

お手続きには、右記WEBサイトをぜひご利用ください。

※別途、パケット通信料がかかります。

<http://kddi-l.jp/vt>



◆クレジットカード会社発行のご利用明細上の項目表記は、お客様のご利用サービスの内容により異なります。「auかんたん決済」料金が電話等のご利用料金と分かれて表示される場合がございます。

### お知らせ INFORMATION



●通信サービスご契約のお客さまへのご案内

・ユニバーサルサービス料は、日本全国における加入電話・公衆電話等の提供確保のため、NTT東・西日本に支払われるものです。

・電話リレーサービス料は、聴覚や発話に障がいのある方との意思疎通を手話等で仲介するサービス提供のため、日本財団電話リレーサービスに支払われるものです。

●ご登録住所に変更はございませんか？

KDDIからの重要なお知らせや請求書などを確実にお届けするため、お引越しなどご住所が変更となる際には、お早めに住所変更のお手続きをお願いいたします。

お手続きは「au住所変更」「UQモバイル住所変更」で検索をお願いいたします。

### 料金内訳書 <凡例>税込または免税料金等：「\*」、旧税率計算対象料金：「#」 発行年月日 DATE OF ISSUE 2023年 3月 5日 KDDI株式会社

〒163-8003 東京都新宿区西新宿2丁目 KDDIビル

ご請求コード 0271830103 総合計 9,769円 ご利用年月 2023年 2月

ご利用項目	金額(円)	内訳(円)	備考
●au電話料金			●合計 7,461円
ご利用番号	7,461		
< 2月ご利用内訳 >	7,461		
▼プラン利用料	5,780		
ピタットプラン 5G+通話定額2		2,950	基本使用料と通話定額2(1800円)の合算額です データ利用量は1GB~4GBです。
ピタットプラン 5G(データ)		3,500	
au PAY カードお支払い割		-170	
家族割プラス/auスマートバリュー		-500	カウント対象回数 1台
▼安心サポートパック	950		
故障紛失サポート		660	
使い方サポート		590	
安心サポートパック割引額		-300	
▼通話料/ピタットプラン 5G+通話定額2	51		
通話料		24,320	
SMS(Cメール)送信料		51	
通話定額2 割引額		-24,320	
▼ユニバーサルサービス料	2		
▼消費税等(10%)	678		10%消費税の課税対象額 6,783円
●auかんたん決済利用料			●合計 2,088円
ご利用番号	2,088		
▼auかんたん決済利用料	2,088		
auスマートパスプレミアム/税込		548 *	
auかんたん決済/サービス/税込		1,540 *	
●紙請求書発行等手数料			●合計 220円
▼紙請求書発行手数料	200		
▼消費税等(10%)	20		10%消費税の課税対象額 200円

・通話定額2または通話定額ライト2ご加入者は、電話きほんパックが無料となります。

領収書等添付様式【共通】

(令和5年4月分)

(会派名 自由民主党)

(議員名 藤本 百男)

整理 番号	使 途 項 目	
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・ <b>資料購入費</b> ・事務所費・事務費・人件費	
7	出金総額 ¥5,988 充当額 ¥5,988 下記明細は兵庫県議会議員 藤本 百男 宛である	共通案分率 % それ以外の案分 100% 案分の説明 政務活動の為の資料購入により上記案分率とした 案分率
		書籍購入『農業消滅』『反アベノミクスという病』『日本の保守とリベラル』『リトアニアが夢見た明治日本』『なぜ私たちは存在するのか』 ジュンク堂書店三宮店

領 収 証 No. 641568

藤本百男 様 2023年 4月 2日

金額 ¥5988

但し「農業消滅」「反アベノミクスという病」「日本の保守とリベラル」「リトアニアが夢見た明治日本」「なぜ私たちは存在するのか」クレジットカードその他

取扱店舗

〒650-0021 神戸市中央区三宮町1-6-18  
**ジュンク堂書店三宮店**  
 TEL: 078-392-1021  
 FAX: 078-392-1022

係 員

株式会社 丸善ジュンク堂書店

※金額を訂正したもの、及び社印のないものは無効です

令和5年3月分 購入図書報告書

番号	書名	購入理由
7	『農業消滅』 968円(税込)	日本の農業は従事者の減少、高齢化が進み、存続の危機にある。ウクライナ侵略で世界の食糧危機が浮き彫りにある中、食料安保は日本の大きな課題である。農産物の輸出は伸びているが、担い手不足が続く。諸々の農業に関する危機の原因として、わが国の農政を検証する本書は、農業の課題を考えていく上で参考となる。
7	『反アベノミクスという病』 990円(税込)	安倍政権のアベノミクスに対する失敗、反省論など否定的な論調に対して、元財務官僚だった著者が反論する形で、岸田政権の財政金融政策を論じる本書は、日本経済の諸課題について考える視点を与えてくれ、参考になる。
7	『日本の保守とリベラル』 1,760円(税込)	わが国の政治を語る時、保守、リベラルの立場の対立図式で語られることが多いが、その思想や政治が必ずしも明確になっているわけではない。そうした状況を近現代史の流れの中から整理しようとする本書は、政治のあり方を考えていく上で参考となる。
7	『リトアニアが夢見た明治日本』 1,170円(税込)	リトアニアはバルト三国の一つで、ロシアのウクライナ侵略で、EU、NATOの加盟国として小国ながら存在が再認識された。ユダヤ人へのビザ発行の杉原千畝、デジタル先進国としても知られているが、歴史的にも日本との関係は深く、知られざる歴史を知るとともに、ウクライナ問題を考える上でも参考となる。
7	『なぜ私たちは存在するのか』 1,100円(税込)	新型コロナウイルス感染症で、私たちはウイルスというものについての知識を持つことになったが、ウイルス学の専門家がウイルスと人間、生物との関係から生命について深く考えていく本書は正直難解であったが、ウイルスとの共存ということを考える上で参考となる。
計	5,988	

領収書等添付様式【共通】

(令和5年4月分)  
(会派名 自由民主党)  
(議員名 藤本 百男)

整理 番号	使 途 項 目	
		調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費
8	出金総額	¥8,400
	充当額	¥8,400
下記明細は兵庫県議会議員 藤本 百男 宛である		共通案分率 % それ以外の案分 100% 案分の説明 政務活動の為の資料購入により上記案分率とした 案分率
		兵庫ジャーナル購読料 R5年1月～3月分

2023年4月14日

領 収 書

藤本 百男 様

¥ 8, 4 0 0 -

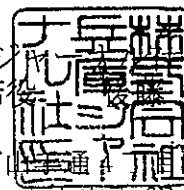
但し 兵庫ジャーナル購読料R5年1月～3月分として

上記金額正に領収いたしました。

内

消費税等	
現金	
小切手	

株式会社兵庫シ  
代表取締役  
〒650-0011  
神戸市中央区下山手通4丁目16-13  
ファインコート下山手6F  
TEL078-333-7560 FAX078-333-7563






領収書等添付様式【共通】

(令和5年4月分)

(会派名 自由民主党)

(議員名 藤本 百男)

整理 番号	使 途 項 目															
	<small>調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・<span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">事務所費</span>・事務費・人件費</small>															
9	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: right; border-bottom: 1px solid black;">出金総額</td> <td style="text-align: right;">¥65,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right; border-bottom: 1px solid black;">充当額</td> <td style="text-align: right;">¥32,500</td> </tr> </table> <p style="margin-top: 10px;">下記明細は兵庫県議会議員 藤本 百男 宛である</p>	出金総額	¥65,000	充当額	¥32,500	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: right;">共通案分率</td> <td style="text-align: right;">50%</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">それ以外の案分</td> <td style="text-align: right;">%</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">案分の説明</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center; padding: 10px 0;">案分率</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">事務所家賃 R5年5月分</td> </tr> </table>	共通案分率	50%	それ以外の案分	%	案分の説明		案分率		事務所家賃 R5年5月分	
出金総額	¥65,000															
充当額	¥32,500															
共通案分率	50%															
それ以外の案分	%															
案分の説明																
案分率																
事務所家賃 R5年5月分																
<h2 style="margin: 0;">領 収 証</h2> <p style="margin: 5px 0;">No. _____</p> <p style="font-size: 24px; margin: 10px 0;">藤本百男 様</p> <p style="font-size: 24px; margin: 10px 0;">R5 年 4 月 17 日</p> <p style="font-size: 24px; margin: 10px 0;">★ ￥65000-</p> <p style="font-size: 24px; margin: 10px 0;">但 事務所家賃 R5年 5月分と2</p> <p style="font-size: 24px; margin: 10px 0;">上記正に領収いたしました</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="width: 30%;">内 訳</td> <td style="width: 70%;"></td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">税抜金額</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">消費税額等( %)</td> <td></td> </tr> </table> <div style="text-align: right; margin-top: 10px;">  </div>			内 訳		税抜金額		消費税額等( %)									
内 訳																
税抜金額																
消費税額等( %)																
<small>コクヨ ウケ-78</small>																

## アーケードショップ賃貸借契約書

賃貸人                      (以下、「甲」という) と賃借人

藤本百男 (以下、「乙」という) は、次のとおり賃貸借契約を締結する。

(物件)

第1条 甲は乙に対して、甲所有の下記表示の建物 アーケードショップ (以下、「本建物」という) A棟の1階の一室 108号室 (以下、「本物件」という) を賃貸し、乙はこれを賃借する。

記

所 在 兵庫県加東郡社町社字北上門1491-1  
アーケードショップ A棟 108号室 (別紙略図斜線部分)  
構 造 鉄骨造メッキ鋼板葺き2階建  
床面積 1階 約59.8平方メートル

(賃貸借期間)

第2条 本契約の賃貸借期間は、平成19年6月11日から平成21年5月31日までとする。ただし、期間満了の際、甲乙いずれか一方より異議の申し出のないときは、本契約は、期間満了の翌日から満1年間更新され、以後も同様とする。

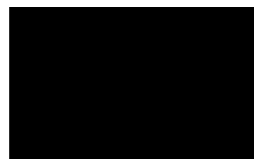
(使用目的)

第3条 乙は、本物件を事務所のみに使用するものとする。

(賃料)

第4条 賃料は、1カ月金5万円也とし、乙は毎月月末までに、翌月分の賃料を甲の指定する下記金融機関の口座に振り込むことにより支払う。又、本契約解約・解除時の1ヶ月未満の賃料は、日割り差し戻しはしないものとする。

甲(賃貸人)指定銀行口座  
普通預金  
口座名義



但し、賃料の振り込み手数料及び引き落とし費用は乙の負担とする。

(賃料の改定)

第5条 甲は、契約期間中であっても公租公課の増減・経済事情の変動等により、不相当となったときは予告書面による通知をもって賃料を改定できるものとする。

(敷金)

第6条 乙は、敷金として、金15万円也を本契約締結時に甲に預託する。

- ① 敷金には利息は付さず、敷引きとして金5万円也を甲は申し受ける。
- ② 甲は、乙が賃料の支払いを怠ったときその他本契約から生ずる乙の債務があるときは、これらを差し引いた残額を、乙が本物件を明け渡した後2ヶ月以内に返還する。
- ③ 乙は、本賃貸借期間中は、敷金をもって賃料に充当することができないものとする。

(禁止事項)

第7条 乙は、本契約に基づく賃借権を第三者に譲渡・売買または転貸してはならない。  
又、乙は、本契約上の敷金返還請求権を第三者に譲渡またはこれを担保に供してはならない。

(解約)

第8条 本契約の期間中といえども、甲は3カ月前、乙は1カ月前の予告書面による通知をもって、本契約を解除することができ、乙は、敷金返還請求権を除くいかなる権利・金銭等を主張・請求できないものとする。又、本契約は次の場合には、催告その他の手続きを要しないで、当然終了し、無条件解約するものとする。

- ① 本物件及び本建物が天変地変・風水害・火災等により破損・滅失し使用が不可能になったとき。
- ② 本物件及び本建物の全部または一部が公共事業のため、買い上げ・収容または使用され、契約を存続することができないとき。

(契約解除)

第9条 乙が、次の各号の一に該当するに至ったときは、甲は、何らの通知催告なしに、本契約を解除することができ、乙は、敷金返還請求権を除くいかなる権利・金銭等を主張・請求できないものとする。

- ① 賃料の支払いを3カ月分以上怠ったとき。
- ② 第7条に違反したとき。
- ③ 本物件使用にあたり、危険・不潔・その他近隣に迷惑を及ぼすおそれのある行為、その他本物件及び本建物の損害を与える行為をおこなったとき。
- ④ 乙の解散・組織変更・破産等及びその他これに類する事実があったとき、または、それにより契約を継続しがたい事態と甲が判断したとき。
- ⑤ 乙またはその使用人・関係者等が、暴力団と目される組織等に属し、またはこれに類する者、もしくは関係した者であることが判明したとき。
- ⑥ 暴力団事務所またはこれに類する場所として使用し、もしくは使用することが明らかになったとき。
- ⑦ 公序良俗に反する行為を行ったとき、その他本契約に違反し甲乙間相互の信頼関係を著しく損なったとき。

(物件の管理及び物件内への立ち入り)

第10条 乙は、善良なる管理者の注意義務を持って本物件を管理しなければならない。  
又、甲及びその使用人または甲の許可を受けた者は、本物件の保全・衛生・防犯・防火・救護その他管理上緊急の必要のあるときは、乙の承諾なしに本物件内に立ち入ることができるものとする。

(免責)

第11条 天災地変・風水害・火災等ならびに諸設備の故障により乙が蒙った損害、または他の賃借人の行為により蒙った損害、及びその他甲の責に帰すべきことができない事由（人災も含む）があるものについては、甲は、その責を負わないものとする。

(負担の分担)

第12条 甲は、本物件の公租公課、本建物の主体及び付帯設備の維持保全に必要な修理費を負担し、乙は、電気・ガス・水道・電話等の使用料、本物件内の壁・天井・床・窓等に関する修理費・清掃費を負担するものとする。

(書面による承諾)

第13条 乙は、本物件の模様替え・造作その他の工作をするときには、その詳細等を甲に図面等により説明し、事前に甲の書面による承諾を受けなければならない。

(損害賠償)

第14条 乙またはその使用人及びその他関係者等の故意または過失により、本物件及び本建物が破損または滅失したときは、乙は、その損害を賠償する義務を負う。

(造作買取請求権の排除及び原状回復)

第15条 乙は、本契約が終了し本物件を甲に明け渡す場合は、甲の承諾を得てなした造作その他工作を含めて乙の所有または保管する構築物・物品等をすべて収去し、甲の立会いを求めて、本物件を返還するものとする。

(契約終了後の損害金)

第16条 乙が本契約終了後、本物件を明け渡さないときは、本契約終了の翌日から明け渡しに至るまで、賃料の2倍相当額の損害金を乙は甲に支払わなければならない。

(契約終了後の本物件内の構築物・物品等の撤去・処分)

第17条 甲は、本契約終了後に本物件内に残る構築物・物品・ゴミ等を、乙の承諾なしに撤去・処分できるものとし、その費用は乙が負担するものとする。

(変更の届け出)

第18条 乙は、住所・電話番号・商号・名称・代表者または管理責任者等の変更があったときは、直ちにその旨を甲に届け出なければならないものとする。

(管轄の合意)

第19条 本契約に関する紛争については、神戸地方裁判所を第一審の管轄裁判所とすることに甲乙は合意する。

(協議事項)

第20条 本契約に定めのない事項については関係法規に従い、誠意を持って協議するものとする。

以上、契約成立を証するために本契約書2通を作成し、甲乙は各署名押印の上、各その1通を所持する。

平成19年6月10日

(住所)  
甲(賃貸人)  
(氏名)

(住所)  
乙(賃借人)  
(氏名)

藤本百男

特約事項

- 1 甲は、乙に対し本契約成立後、本契約期間前の入室・使用を許可し、その期間中の賃料については請求しないこととする。
- 2 乙は、契約成立後、本契約期間前であっても本物件使用に際し、本契約の全条項を遵守しなければならないこととする。
- 3 平成19年6月分の賃料は3万円とする。

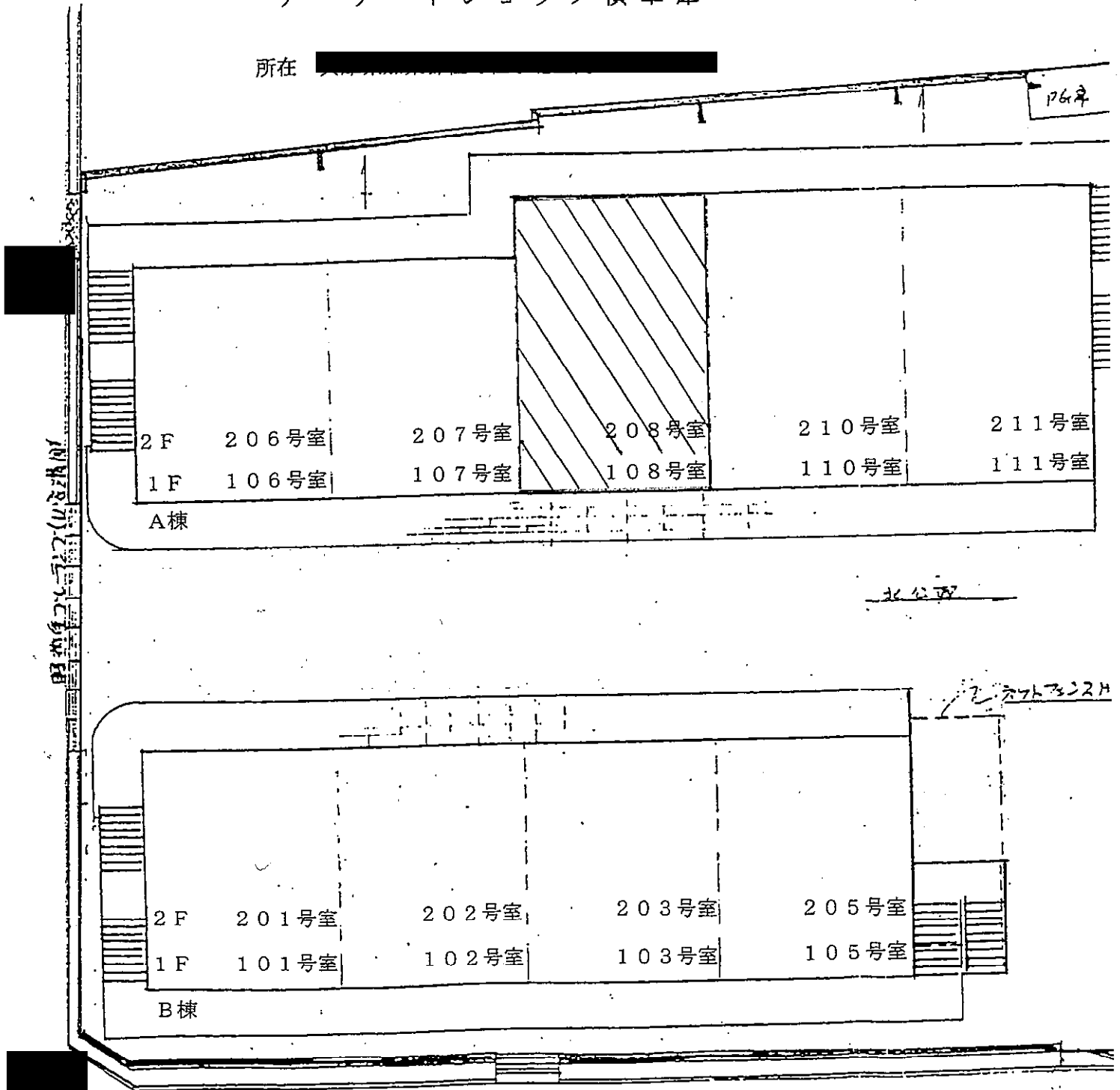
以上

# アーケードショップ

所在 兵庫県加東郡社町社 [REDACTED]、1491-1

## アーケードショップ横車庫

所在 [REDACTED]



車庫

CE

①

②

③

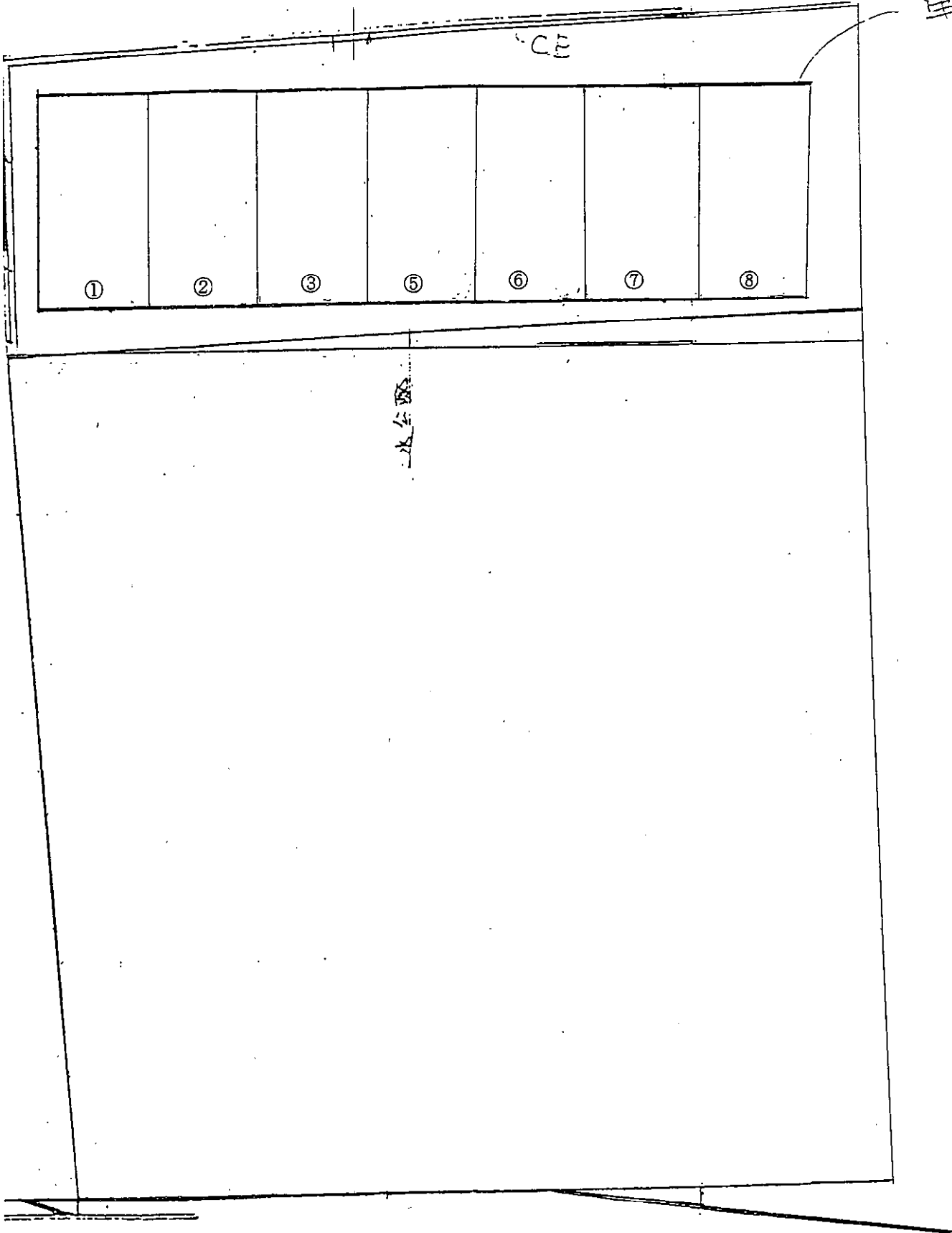
⑤

⑥

⑦

⑧

水台



## 賃料改定の覚書

賃貸人 甲 [REDACTED] (以下、甲という) と賃借人 乙 藤本百男 (以下、乙という) は、平成19年6月10日付けアーケードショップ賃貸借契約書第4条 (賃料) に関して以下のとおり、改定することに合意した。

### 第1条 (改定の内容)

賃料 金65,000円 (月額)

と改定する。

### 第2条 (改定の期日)

平成26年1月1日より、第1条の賃料に改定する。よって、平成25年12月末日を期限とする1月分賃料支払いから上記金額が適用される。

### 第3条 (原契約との関係)

本覚書は、原契約書と一体をなすものとする。

以上、甲乙丙の間で賃料改定に関して合意した証として、本書を2通を作成し、甲乙それぞれ署名捺印のうえ各1通を保有する。

平成25年12月14日

賃貸人 (甲) 住 所  
氏 名

賃借人 (乙) 住 所  
氏 名

藤本百男

以 上



領収書等添付様式【共通】

(令和5年4月分)  
(会派名 自由民主党)  
(議員名 藤本 百男)

整理 番号	使 途 項 目	
10	<p>調査研究費・研修費・会議費・広報聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・<b>事務費</b>・人件費</p> <p>出金総額 ￥8,196            充当額 ￥4,098</p> <p>下記明細は兵庫県議会議員            藤本 百男 宛である</p> <p>ご利用料金            領収証(兼請求書)</p> <div data-bbox="475 929 821 1624" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>お客さま名</p> <p>藤本 百男 様</p> <p>お客さま番号</p> <p style="text-align: center;">2184846380</p> <p>請求年月</p> <p style="text-align: center;">2023 年 3 月分</p> <p>お支払期限日</p> <p style="text-align: center;">2023 年 4 月 26 日</p> <p>領収金額</p> <p style="text-align: center;">8,196 円</p> <p>(内消費税等) 745 円</p> </div> <p><small>※金額の訂正したものは無効です。            お客さま控え及びレシートは払込の証拠となる為、            受領後、大切に保管してください。</small></p> <div data-bbox="550 1724 805 1926" style="text-align: center;"> </div> <p>株式会社オプテージ  <small>金融機関・CVS取扱店舗→お客さま控            代行会社 SMBCファイナンスサービス(株)</small></p>	<p>共通案分率 50%</p> <p>それ以外の案分 %</p> <p>案分の説明</p> <p>案分率</p> <p>電話代 R5年3月分</p> <p>備考</p>

<p>ユニバーサルサービス料・電話リレーサービス料の詳細は弊社ホームページをご確認ください。</p>
----------------------------------------------------

ご請求年月	2023年 3月分	ご請求金額	8,196円
-------	-----------	-------	--------

内 訳	金額 (円)
<当月ご請求料金>	
◇e○光ネットホームタイプ	5,448
◇e○光電話	2,748
<b>合 計</b>	<b>8,196</b>

詳しくは、弊社のマイページをご覧ください。  
 契約の解除後に回線の回復を行った場合、1契約ごとに3,300円(税抜価格3,000円)の解除回復事務手数料を申し受けることがあります。  
 支払期日を経過してもなおお支払いがない場合には、サービスのご利用が出来なくなることがあります。また、年14.5%の延滞利息が加算されることもあります。



藤本 百男 様



2303-2184846380-10000061

1-H-067732#

発行年月日 2023 年 4 月 10 日

親 展

届日前の宛先をご確認ください

ご請求書

お問い合わせの際は、「お荷さま番号」をお申し出ください。

お問い合わせ先	
e○サポートダイヤル	受付時間
0120-919-151 (無料)	9:00~21:00
e○光電話から 151 (無料)	

※お問い合わせの際は、「お荷さま番号」をお申し出ください。

裏面にもお知らせがございますので、ご確認ください。



株式会社オプテージ

〒540-8622 大阪市中央区城見2丁目1番5号 オプテージビル

ご利用料金請求書

※お荷さま番号をお知らせください。宛先が不明な場合は、よく乾かしてからはがしてください。

## ご利用料金のお知らせ

OPTAGE

株式会社 オプテージ

&lt;現在のご契約先&gt;

藤本 百男 様

ご請求年月	2023年03月ご利用分
ご請求額 (うち消費税等相当額)	8,196円 (745円)
お支払期限日	2023年04月26日
お客さま番号	2184846380

## ご請求内訳

(単位:円)

NO	料金内訳	金額	金額内訳	ご利用期間
0057850070-1	◇eo光ネット1ギガ	5,448		
	基本料金		5,448	3月 1日- 3月31日
	◇eo光電話	2,748		
	eo光電話基本料		1,980	3月 1日- 3月31日
	インターネット・電話セット割引		-1,142	
	発信者番号表示サービス利用料		220	
	eo光多機能ルーター電話アダプター機能利用料		419	
	eo光電話通話料金		1,267	
	ユニバーサルサービス料(eo光電話)		4	
	合計料金(A+B)	8,196		
	課税料金計(A)		8,196	
	うち消費税相当額(A×10/110)	(745)		
	非課税・免税等料金計(B)		0	
	以下余白			

領収書等添付様式【共通】

(令和5年4月分)  
(会派名 自由民主党)  
(議員名 藤本 百男)

整理 番号	使 途 項 目											
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・ <span style="border: 1px solid black;">事務費</span> ・人件費											
11	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: right;">出金総額</td> <td style="text-align: right;">¥47,286</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">充当額</td> <td style="text-align: right;">¥23,643</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">下記明細は兵庫県議会議員 藤本 百男 宛である</p>	出金総額	¥47,286	充当額	¥23,643	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">共通案分率</td> <td style="text-align: right;">50%</td> </tr> <tr> <td>それ以外の案分</td> <td style="text-align: right;">%</td> </tr> <tr> <td colspan="2">案分の説明</td> </tr> </table>	共通案分率	50%	それ以外の案分	%	案分の説明	
	出金総額	¥47,286										
充当額	¥23,643											
共通案分率	50%											
それ以外の案分	%											
案分の説明												
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">19</td> <td style="width: 20%;">05-04-20</td> <td style="width: 20%;">振替</td> <td style="width: 20%; text-align: right;">47,286</td> <td style="width: 25%;">RL)ダイイチ"コジ</td> </tr> </table>	19	05-04-20	振替	47,286	RL)ダイイチ"コジ	<p style="text-align: center;">案分率</p> <hr/> <p style="text-align: center;">備 考</p>					
19	05-04-20	振替	47,286	RL)ダイイチ"コジ								
		コピー代 R5年3月分										

673-1431  
兵庫県加東市社1491-1

DK 第一電子株式

藤本百男事務所

御中

代表取締役 高取 宏行

お問合せ先 コールセンター TEL 0120-743-506  
お振込み先

※ 振込手数料はお客様ご負担でお願いいたします。

04月20日に御指定の口座より振替させていただきます。

2023年3月1日～2023年3月31日 頁 1

日付	伝票No.	品名・規格・備考	数量	単価	金額	消費税額	請求金額
3.27	00270095463	パフォーマンスチャージ  (税率 10%対象)	1 式	42,988	42,988	4,298 10%	47,286
					42,988	4,298	47,286

前回御請求額	御入金高	差引残高	今回御買上高	消費税額	今回御請求高
23,172	23,172	0	42,988	4,298	47,286

※※ サービス料金明細 ※※

\*\*\* 【ご契約情報】 \*\*\* 日付 2023.03.27 伝票No. 27-0095463

ご使用場所:

ご使用機種	今回 検針	前回 検針	ご使用枚数
IM C2500F 機番: 637783	2023.03.20	2023.02.20	
モノカラーモード	46,927	43,150	3,777
フルカラーモード	18,996	17,119	1,789
フルカラープリントモード	1,967	1,879	88

※フルカラーモードの使用枚数はフルカラープリントモードの使用枚数を減じた枚数で算出しています。

\*\*\* 【ご請求内訳】 \*\*\*

パフォーマンスチャージ	枚数	単価・率	金額
モノカラーモード			
1- 2000	2,000	3.000	6,000
2001- 5000	1,739	2.400	4,173
38枚 控除			
フルカラーモード			
1- 1000	1,000	19.000	19,000
1001- 4000	771	16.000	12,336
18枚 控除			
フルカラープリントモード			
1- 1000	87	17.000	1,479
1枚 控除			
消費税	42,988	.100	4,298
合計 (税込み)			47,286

## パフォーマンス契約書

締結日 2020年6月29日

甲と乙とは、この契約に記載される乙製造にかかる複写機・複合機（以下、「機械」といいます）の「パフォーマンス契約」に関して次の通り契約を締結し、この契約成立の証として本書2通を作成の上、甲乙各1通ずつ保持します。

(甲)

住所

兵庫県加東市社1491-1

会社名  
(氏名)

藤本百男事務所

(乙) 住所 東京都大田区中馬込一丁目3番6号  
会社名 株式会社リコー

(乙の代理人)

住所

神戸市西区伊川谷町有瀬301番地

会社名  
(氏名)第一電子株式会社  
代表取締役 高取宏行

## 別表(1) 料金表

## 1. 「パフォーマンスチャージ」(1ヵ月当りの料金)

下記、(1)と(2)のどちらか高い金額を、月額料金とします。

(1) 基本料金 3,800円

## (2) カウント料金

&lt;1カウントの料金&gt;

## 1) フルカラーコピー

イ) 1 ~ 1,000カウント迄 19.0円  
ロ) 1,001 ~ 4,000カウント迄 16.0円  
ハ) 4,001カウント 以上 13.0円

## 2) モノカラー総出力

イ) 1 ~ 2,000カウント迄 3.0円  
ロ) 2,001 ~ 5,000カウント迄 2.4円  
ハ) 5,001カウント 以上 2.2円

## 3) フルカラープリント

イ) 1 ~ 1,000カウント迄 17.0円  
ロ) 1,001 ~ 4,000カウント迄 13.8円  
ハ) 4,001カウント 以上 12.7円

## 2. 「カウント料金の算出方法」

## (1) 算出方法

カウント料金は、機械1台毎の各モードの料金の合計額となります。

各モードの料金は、次号の方法により確認された月間の使用カウント数値に応じて、料金表中の各レンジ単価をそれぞれ乗じ、各レンジの金額を合計して算出します。

## (2) カウント数の計算方法

## ① フルカラーコピーモード

フルカラーカウンターにより検針した数値から、③のフルカラープリントカウンターにより検針された数値を控除します。

なお、テスト・不良出力分として、使用カウント数から1%を控除します。

## ② モノカラーモード(モノカラー総出力)

モノカラーカウンターにより検針します。なお、テスト・不良出力分として、使用カウント数から1%を控除します。

## ③ フルカラープリントモード

フルカラープリントカウンターにより検針します。なお、テスト・不良出力分として、使用カウント数から1%を控除します。

## (3) その他

## ① 開始時のカウント数値

「機械」の使用開始前に、乙が確認したカウント数値を開始時のカウント数値とします。

## ② カウンターの確認日

別表(2)に定めた毎月所定のカウンター確認基準日に使用カウント数値の確認を行います。

ただし、甲乙の営業日等の事情により、実際の確認日は前後する場合があります。

## ③ カウンターの進み方

カウンターは、出力(コピー・ファクス・プリンター等の出力含む)1面毎に使用されたカウンターが1カウント進みます。両面出力の場合は、1両面出力毎に使用されたカウンターが2カウント進みます。

## ④ トナー料金

別表（2）においてトナー有と記載されてる場合、トナー料金はパフォーマンスチャージに含まれます。

⑤ その他

パフォーマンス開始時において、カウント開始日（別表（2）の納入日）から所定のカウンター確認基準日までの期間が、1ヶ月に満たない場合、またパフォーマンスの終了時において、最終カウンター確認基準日の翌日から終了日迄の期間が、1ヶ月に満たない場合、この期間の「パフォーマンスチャージ」は、乙の定める方法により計算されるものとします。

以上

別表（2）機械／設置場所

機種名 IMC2500 (301B)			
設置場所			
初回納入日 年 月 日	カウンター確認基準日 1:10日 2:15日 3:20日 4:末日		サービス実施会社
納入日 年 月 日	トナー込有無	有	
料金変更日 年 月 日	リモートサービス有無	有 ・ 無	

《 社内使用欄（納品時追記） 》

※開始時カウンターは、新規納入・再納入の場合のみ記入

機番	フルカラートータル カウンター								
	モノカラートータル カウンター								
	フルカラープリント カウンター								

# ＜ パフォーマンス契約条項 ＞

## 第1条 (定義)

- 本契約(各特約を含む)に用いる用語は、以下の意味を有するものとします。
- (1) 「機械」：乙が製造、販売した複写機・複合機であって、別表(2)に定めるものをいいます。なお、複写機・複合機に乙が別途定める拡張・オプション機器が装着されている場合は、これらを併せて指すものとします。
  - (2) 「パフォーマンス」：「機械」を良好な状態に維持するための保守サービスであり、その具体的な内容は第3条に定めるとおりとします。
  - (3) 「パフォーマンスチャージ」：「パフォーマンス」の対価をいい、その計算方法は別表(1)に定めるとおりとします。
  - (4) 「乙の代理人」：乙を代理して本契約を締結する者をいい、その役割は第4条2項、3項に定めるとおりとします。
  - (5) 「サービス実施会社」：乙の認定を受け、「機械」に対する「パフォーマンス」を実施する会社として別表(2)に定める者をいいます。
  - (6) 「リモートサービス」：「機械」の通信機能により提供される無償のサービスをいい、その詳細はリモートサービス特約条項に定めるとおりとします。

## 第2条 (目的)

乙は、本契約規定の条件に従い「機械」に対して「パフォーマンス」を提供します。

## 第3条 (「パフォーマンス」の内容)

1. 「パフォーマンス」は、以下の各号のサービスにより構成されます。なお、乙が甲に対して提供する「パフォーマンス」の内容は、実施の都度、乙が判断します。
  - (1) 別途乙が定める内容の点検、調整および部品交換。
  - (2) 甲の要請があった場合の故障の修理。
  - (3) 「機械」の使用に必要な感光体の貸与および交換。
  - (4) 前各号の他、別途乙が「機械」の状態の維持のために必要と判断する措置。
2. 乙は、「パフォーマンス」実施の都度、必要と判断した場合には、甲に対して「機械」の操作方法を指導するものとし、甲は、当該指導内容に従って「機械」を使用するものとします。
3. 乙は、別表(2)に定める「機械」の設置場所に技術者を訪問させることにより「パフォーマンス」を提供するほか、「機械」に「リモートサービス」が提供されるときは、「パフォーマンス」の一部を「リモートサービス」によって実施することができるものとします。なお、「リモートサービス」には、特約条項に定める特約が適用されます。

## 第4条 (協力会社への委託)

1. 乙は、「サービス実施会社」へ「パフォーマンス」の実施を委託するものとします。
2. 乙は、「乙の代理人」に対して以下の各号の項目を代行させるものとします。
  - (1) 「機械」のカウンター数値の確認。
  - (2) 「パフォーマンスチャージ」の請求および回収。
  - (3) 本契約の履行、変更および終了等にかかる甲との折衝、交渉。
3. 前2項に定めるほか、乙は、必要に応じて本契約の履行、ならびに権利行使を、「サービス実施会社」または「乙の代理人」に行わせることができるものとします。
4. 乙は、「サービス実施会社」および「乙の代理人」を変更する場合には、事前にその旨を書面にて甲に通知するものとし、甲は、この通知の受領後は、通知書面に記載された者が、「サービス実施会社」または「乙の代理人」となることに同意します。

## 第5条 (「パフォーマンス」の実施時間)

乙は、「パフォーマンス」を「サービス実施会社」の営業時間内に実施するものとします。

## 第6条 (「パフォーマンス」の提供場所)

1. 乙は、別表(2)に定める「機械」の設置場所において「パフォーマンス」を実施するものとします。
2. 甲は、「機械」の設置場所の変更を希望する場合には、事前に乙に通知するものとします。なお、この場合、「機械」の移動は、原則として、乙または「サービス実施会社」が行い、移動に伴う設置、解体および調整費用は、甲の負担とします。

## 第7条 (「パフォーマンス」の対象外の事項)

1. 以下の各号に定める対応は、「パフォーマンス」には含まれません。
  - (1) 「機械」の使用者の故意、取扱いの不注意または誤用による故障の修理。
  - (2) 乙が提供したソフトウェアおよびデータ以外のものを「機械」に搭載したことを原因として発生した故障の修理。
  - (3) 乙の認定する者以外による改造、修理、分解または加工等による故障の修理。
  - (4) 「機械」に接続される電話回線もしくはネットワーク等の回線等(以下、「回線等」といいます。)またはその周辺機器に起因した故障の修理。
  - (5) 「回線等」および周辺機器を通じたウィルス、不正アクセス等により発生した故障の修理。
  - (6) 火災、天災その他不可抗力による災害により生じた故障の修理。
  - (7) 第6条2項、第8条4項、第9条その他本契約に違反したことにより生じた故障の修理。
  - (8) 「機械」または「機械」に搭載されるソフトウェアの仕様変更対応。
  - (9) 前号のほか、「機械」の状態の維持を目的としない追加作業。
2. 甲は、落雷、停電等の不可抗力、「機械」の故障等によって、「機械」に記載したデータ等が消失する可能性があることを認識し、バックアップ等必要な措置を自ら講じるものとします。なお、いかなる事由によっても、乙は、データ等の消失およびその復旧について、責任を負いません。

## 第8条 (トナー供給特約)

1. 本条の規定は別表(2)において、トナー有と記載された「機械」(以下、「トナー込機」といいます。))に關して適用されます。
2. 乙は、トナーを「パフォーマンス」の一部として甲に供給するものとします。
3. トナーは、甲が「乙の代理人」に対して申し出を行ったとき、または「乙の代理人」の巡回時に、「機械」の通常の使用に必要な範囲で供給されるものとします。なお、トナーの交換作業は、甲が自ら行うものとします。
4. 甲に供給されたトナーの所有権は乙に属するものとします。また、これを善良なる管理者の注意義務をもって管理するものとします。また、甲は、「機械」に対して、乙から供給されたトナー以外のものを使用してはならず、また、「機械」の通常用途のみならず、トナーを使用するものとします。
5. 本条2項の規定にも拘わらずに甲がトナーを購入した場合において、乙は、返金、買取等の義務を負いません。

## 第9条 (用紙について)

甲は、「機械」の使用にあたり、乙の推薦する用紙または「機械」の「使用説明書」の範囲内にある用紙を使用するものとします。

## 第10条 (感光体等の取扱い)

乙が甲に貸与した感光体、ならびに交換した感光体および部品の所有権は、乙に属するものとします。なお、甲は、善良なる管理者の注意をもって感光体を管理し、別途乙が指定する用法に従い「機械」に装着して使用するものとします。

## 第11条 (流用の禁止)

甲は、乙が「パフォーマンス」して貸与、供給した感光体等を目的および方法の如何を問わず、他に譲渡、貸与、担保設定等の流用、または、廃棄、処分等しないものとします。なお、甲が「トナー込機」を使用する場合、乙が供給したトナーについても同様とします。

## 第12条 (返還義務)

「機械」への「パフォーマンス」が終了した場合、甲は、感光体を速やかに乙に返還するものとします。なお、甲が「トナー込機」を使用する場合、乙が供給したトナーについても同様とします。

## 第13条 (「パフォーマンスチャージ」の支払い)

1. 甲は、乙が別途定める支払い期間内に、「パフォーマンスチャージ」を現金で支払うものとします。
2. 「パフォーマンス」提供が終了した場合には、甲は、乙が行うカウンター数値の最終確認に異議なく協力し、最終確認に基づき算出された「パフォーマンスチャージ」を支払うものとします。なお、甲の責に帰すべき理由で当該最終確認がなされなかった場合には、甲は、乙が定める方法により計算された金額をただちに乙に支払うものとします。

## 第14条 (消費税等)

「パフォーマンスチャージ」等本契約に基づく料金として表示される金額には、特段の表示のない限り消費税等相当額は含まれず、甲は支払う料金額に課税される消費税等相当額を、それぞれの金額の支払いに併せて乙に支払うものとします。

## 第15条 (追加費用)

乙は、以下のいずれかに該当する場合には、「パフォーマンスチャージ」のほかに、甲に対し別途乙が定める費用を請求することができ、甲は、乙の請求に応じてその費用を支払うものとします。

- (1) 第7条に定める「パフォーマンス」対象外の修理、対応等を乙が行う場合。
- (2) 甲の都合により、乙が第5条に定める実施時間外に「パフォーマンス」を実施する場合。
- (3) 「パフォーマンス」を実施する「サービス実施会社」の営業所の所在地から、「機械」の設置場所までの移動に、以下の何れかの事由がある場合。
  - ① 車輦等による走行距離が50kmを超える場合。
  - ② 有料道路等を經由しなければならぬ場合。
  - ③ 船舶または航空機等による移動を必要とする場合。
  - ④ 宿泊を要する場合。

## 第16条 (「パフォーマンス」の提供期間)

1. 「パフォーマンス」の提供は、別表(2)に記載の納入日に開始し、同じく別表(2)に記載される初回納入日より5年経過をもって終了するものとします。
2. 前項の規定に拘わらず、前項に定める終了時において、甲が「パフォーマンス」の継続を希望し、かつ、乙がこれを可能と判断する場合には、「パフォーマンス」の提供はさらに1年間継続するものとし、以後も同様とします。

## 第17条 (「パフォーマンスチャージ」の改定)

1. 前条2項に基づく「パフォーマンス」継続にかかる「パフォーマンスチャージ」には、以下に定める金額が加算されるものとします。
  - (1) 開始から1年間については、「パフォーマンスチャージ」(以下、「基準額」といいます。)の8%相当額。
  - (2) 前号の期間経過後については、「基準額」の12%相当額。
2. 前項のほか、前条1項の「パフォーマンス」の提供期間中であっても、物価、市況の急激な変化、原価等の急騰その他社会情勢の著しい変化により「パフォーマンスチャージ」の改定が必要と乙が認める場合には、乙は、甲と協議の上「パフォーマンスチャージ」を改定することができるものとします。

## 第18条 (「パフォーマンス」の終了)

1. 「機械」が以下の各号のいずれかに該当する場合は、「機械」に対する「パフォーマンス」の提供は終了するものとします。
  - (1) 甲が、「機械」の廃棄、譲渡、返還等を行い、「機械」の使用を行わなくなった場合。
  - (2) 火災、天災、その他の事由(甲の責に帰すべき事由であるか否かを問わない)により「機械」が全壊または一部破損し、修理に適さないと乙が判断した場合。
2. 第16条2項による「パフォーマンス」提供期間中に、「機械」が以下の各号のいずれかに該当し、乙がその旨を甲に書面にて通知した場合は、乙は、当該書面の条件に従い、「機械」に対する「パフォーマンス」の提供を終了することができるものとします。
  - (1) 「機械」の自然消費度合いまたは老朽度合いが著しいため、良好な状態の維持が困難と乙が判断した場合。
  - (2) 「機械」に使用される感光体、部品またはトナーの製造中止等により、「パフォーマンス」の提供が困難であると乙が判断した場合。
  - (3) 前2号の他、「パフォーマンス」の提供に困難な相当の事由がある場合。

## 第19条 (秘密保持)

1. 甲および乙は、本契約の履行に關連して知り得た相手方の業務上および技術上の秘密情報を第三者に開示または漏洩しないものとします。ただし、以下のいずれかに該当する情報は、この限りではありません。
  - (1) 知得時に、すでに公知であった情報。
  - (2) 知得後、自己の責によらず公知となった情報。
  - (3) 知得時に、すでに自己が保有していた情報。
  - (4) 知得後、当該情報に触れることなく自己が独自に開発した情報。
  - (5) 知得後、自己が第三者より正当に取得した情報。
2. 乙は、「サービス実施会社」および「乙の代理人」に対して、前項に定める乙の義務と同様の義務を負わせるものとします。

## 第20条 (免責)

1. 乙は、天災地変、交通インフラの遮断等の不可抗力による本契約上の義務の履行遅延、不履行について、その責任を負いません。
2. 乙は、「機械」の故障および「パフォーマンス」実施による業務停滯、機会損失等の結果について、その責任を負いません。

## 第21条 (契約の譲渡禁止)

甲および乙は、相手方の事前の承諾なく、本契約にかかる契約上の地位および権利義務を第三者に譲渡し、担保に供する等いかなる処分をしてはならないものとします。

## 第22条 (解除)

1. 甲が次の各号の一にでも該当した場合は、甲は、期限の利益を喪失し、直ちに「パフォーマンスチャージ」その他乙に対して負担する金銭債務を支払うものとします。また、この場合、乙は、直ちに「パフォーマンス」の提供を停止することができるものとし、あるいは、催告および自己の債務の履行を提供しない、本契約の全部または一部を解除できるものとします。
  - (1) 「パフォーマンスチャージ」その他本契約から生ずる金銭債務の支払いを怠った場合。
  - (2) 第8条、第9条、第10条、第11条に違反した場合。
  - (3) 前各号の他、本契約違反に關し30日の予告期間をもって書面で催告されたにもかかわらず、当該期間にかかる違反を是正しない場合。
  - (4) 差押、仮差押、仮処分、公売処分、担保納付処分、その他の公権力の処分を受け、または、民事再生、会社更生手続の開始、破産もしくは



- 販売を申し立てられ、または自ら申し立てをした場合。
- (5) 監督官庁より、事業の停止または事業免許もしくは事業登録の取り消し処分を受けた場合。
- (6) 資本の減少、事業の廃止もしくは変更、または解散の決議をした場合。
- (7) 自ら振出しもしくは引受けた手形または小切手につき不渡り処分を受けた場合。
- (8) 財産状態が悪化し、またはそのおそれがあると認められる相当の事由がある場合。

2. 乙が前項第3号から第8号の一にでも該当した場合は、甲は、本契約を解除することができるものとします。

3. 前二項に基づく解除は、解除実施者による損害賠償請求を妨げるものではありません。

#### 第23条 (スポット保守への切替)

1. 甲は、「パフォーマンス」の提供開始から1年経過後は、乙所定の保守形態である「スポット保守」への切替を行うことができます。
2. 甲は、前項の切替を希望する場合、切替希望日の2ヶ月前までにその旨を書面にて乙に通知するものとします。乙が当該通知書を受領した後、甲および乙は、本契約を中途解約のうえ、乙所定の書式によるスポット保守契約書を締結するものとします。
3. 前項の場合、甲は、本契約の解約時に「パフォーマンス」として貸与された感光体、トナー等を乙に返却するものとし、新たにこれらを乙より購入するものとします。

#### 第24条 (反社会的勢力との関係排除等)

1. 甲および乙は、自己または自己の役員が、暴力団、暴力団員その他の反社会的勢力(以下、「反社会的勢力」といいます。)ではないこと、および「反社会的勢力」が自己の事業活動に支配的な影響力を有していないこと、ならびに本契約の履行が「反社会的勢力」の活動を支援するものではなく、またはそのおそれがないことを誓約します。
2. 甲および乙は、「反社会的勢力」を利用し、または「反社会的勢力」に対して資金、便宜の提供、もしくは出資等の関与をする等、「反社会的勢力」と関係を持つてはならないものとします。
3. 甲および乙は、相手方が本条の規定に違反した場合、何ら催告等の手続を要せず、本契約を解除することができるものとします。

#### 第25条 (契約期間)

1. 本契約は、「機械」への「パフォーマンス」の提供期間中効力を有するものとします。
2. 本契約終了後も、第19条(秘密保持)、第20条(免責)、第21条(契約の譲渡禁止)、第22条第3項(解除)、第27条(規定なき事項)、第28条(印紙税)および第29条(管轄裁判所)の規定は、なお効力を存続するものとします。

#### 第26条 (旧契約の終了)

本契約締結前に甲乙間において締結された「機械」の保守に関する契約(以下、「旧契約」といいます。)が存続している場合、本契約の発効をもって、「旧契約」は失効するものとします。

#### 第27条 (規定なき事項)

本契約に定めなき事項および本契約の条項の解釈につき疑義が生じた場合には、その都度甲乙協議の上、友好的な解決を図るものとします。

#### 第28条 (印紙税)

本契約に関連して作成された契約書に賦課される印紙税は、法令等に定める場合を除き、契約書の作成者たる甲および乙の代理人にて均等に負担するものとします。

#### 第29条 (管轄裁判所)

本契約に関する訴訟は、被告となる当事者の本社所在地を管轄する裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

以上

#### 【リモートサービス特約条項】

##### 第1条 (本特約の適用)

本特約は、別表(2)で「リモートサービス」を適用しない場合(無に○がついている場合)を除いて、適用されるものとします。

##### 第2条 (「リモートサービス」の内容)

乙は、別表(2)記載の「機械」に対して以下の各号の内容による「リモートサービス」を提供します。

- (1) カウンター自動検針サービス  
本契約の「パフォーマンスチャージ」の締切日に合わせて、毎月のカウンター数値を自動検針するサービス
- (2) 遠隔診断保守サービス  
①故障時自動通報  
「機械」の自己診断機能により故障が検知された場合、どの箇所でのどのような故障が発生したかを乙の管理センターに自動通報するサービス  
②修理依頼通報  
「機械」からのボタン操作で直接乙の管理センターへ修理依頼連絡ができるサービス  
③リモート点検  
「機械」の通報情報および定期的な情報取得結果をもとに、「機械」の状態を診断するサービス  
④リモートファーム更新  
インターネットを経由して乙から「機械」のファームウェアを取得し、更新するサービス
- (3) 遠隔サポート(対応機種のみ)  
インターネットを経由して操作サポートの提供、および設定変更、障害復旧を支援するサービス

##### 第3条 (「リモートサービス」の実施)

1. 乙は、「リモートサービス」の提供にあたり、甲乙別途協議の上、甲の使用している公衆回線もしくはインターネット環境のいずれかを利用して、これを乙の管理センターと接続するものとします。
2. 甲は、「リモートサービス」の実施に必要な事項について、乙の指示に従い協力するものとします。また、「リモートサービス」に必要な設定等を行う場合、甲は、当該設定等に必要な情報を無償にて乙に提供するものとし、乙は、当該情報に基づきこれを行うものとします。

##### 第4条 (情報の取得と利用)

1. 甲は、「リモートサービス」の提供にあたり、「機械」を特定するための機番情報、「機械」の障害に関する情報、カウンター情報、およびその他稼働に関する情報ならびに遠隔サポート実施時は「機械」の操作画面情報(以下、「甲の情報」といいます)を乙が閲覧、取得することに同意します。また、甲が別途同意した場合に限り、「機械」を利用するために接続された甲の端末の情報(以下、「甲の端末情報」といいます)を閲覧、取得することができるものとします。なお、「甲の情報」および「甲の端末情報」には、「機械」がスキャンした情報または、プリントしたデータなどの情報は含まれず、乙はこれらを取得してはならないものとします。
2. 乙、乙の関連会社および「乙の代理人」は、新製品の開発やサービスの充実に、向上のため、「リモートサービス」によって知り得た「甲の情報」を取得し、利用することができるものとします。

##### 第5条 (本特約の終了)

乙は、2ヶ月前までに甲に対し書面で通知することにより、「リモートサービス」の実施を終了させることができるものとします。

以上

#### 【追加サービス特約条項】

##### 第1条 (本特約の適用)

本特約は、別表(1)に「追加サービス」の記載がある場合に適用されます。

##### 第2条 (サポート内容)

乙は、「追加サービス」記載のサービス(以下、「本件サービス」といいます。)の使用に関して以下のサポートを提供します。

(1) 障害発生時の「本件サービス」と「機械」の障害切り分け支援。  
(2) 「本件サービス」にリビジョンアップ(バージョン番号の小数点以下の数字の変更で表す変更)が生じた際のリビジョンアップ版の提供。

##### 第3条 (追加料金)

別表(1)の「追加サービス」欄記載の金額が「パフォーマンスチャージ」に追加されます。

##### 第4条 (「追加サービス」の解約)

甲および乙は、「追加サービス」のいずれか一つまたは全部の解約を希望する場合には、解約希望日の2ヶ月前までに乙の定める書面を提出することで解約できるものとします。

以上

#### 【フルタイムサービス特約条項】

##### 第1条 (本特約の適用)

本特約は、別表(1)に「フルタイムサービス」の記載がある場合に適用されます。

##### 第2条 (サービス内容)

乙は、別表(1)のフルタイムサービス欄に記載の時間帯に保守サービス(以下、「フルタイムサービス」といいます。)を提供します。なお、「フルタイムサービス」には、以下の対応は含まれません。

(1) サプライ(トナー、ペーパー)等の配達

(2) 部品交換を伴う修理実施

##### 第3条 (フルタイムサービス依頼方法)

乙は、本契約を締結後、速やかに「フルタイムサービス」専用の受付電話番号を甲に連絡します。また、甲は、「フルタイムサービス」の提供時間帯に「フルタイムサービス」の提供を依頼する場合には当該受付電話番号に連絡するものとし、乙は、当該受付電話番号を通じて受けた依頼に対してのみ「フルタイムサービス」を提供するものとします。

##### 第4条 (追加料金)

別表(1)の「フルタイムサービス」欄記載の料金が「パフォーマンスチャージ」に追加されます。

##### 第5条 (「フルタイムサービス」の解約)

甲および乙は、「フルタイムサービス」の解約を希望する場合には、解約希望日の2ヶ月前までに乙の定める書面を提出することで解約できるものとします。


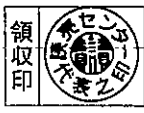
##### 第6条 (「フルタイムサービス」の解約に伴う支払)

「フルタイムサービス」が解約された場合は、甲は、乙の定める方法にて算定された最終のフルタイムサービス料金をただちに支払うものとします。

以上

領収書等添付様式【共通】

(令和5年4月分)  
(会派名 自由民主党)  
(議員名 藤本 百男)

整理 番号	使 途 項 目																															
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費																															
12	<p>出金総額 ¥3,400</p> <p>充当額 ¥3,400</p> <p>下記明細は兵庫県議会議員 藤本 百男 宛である</p>	<p>共通案分率 %</p> <p>それ以外の案分 100%</p> <p>案分の説明 政務活動の為の資料購入により上記案分率とした</p>																														
 <b>領 収 書</b> 区庁026 会戸 0000 本問会社No 00741 お名前 藤本 百男 様 社1481 5年 4月分 <table border="1"> <thead> <tr> <th>品 種</th> <th>品 名</th> <th>単 位</th> <th>数 量</th> <th>単 価</th> <th>金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>読売新聞統合</td> <td>※</td> <td>1</td> <td></td> <td>3,400</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>3</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="5">合 計</td> <td>3,400 円</td> </tr> </tbody> </table> <p>領収R5#4 325日 ご購読ありがとうございます。 今後も宜しくお願いします。</p>		品 種	品 名	単 位	数 量	単 価	金 額	1	読売新聞統合	※	1		3,400	2						3						合 計					3,400 円	<p>新聞購読料 読売 R5 年4月分</p>
品 種	品 名	単 位	数 量	単 価	金 額																											
1	読売新聞統合	※	1		3,400																											
2																																
3																																
合 計					3,400 円																											
読売センター滝野社 兵庫県加東市社1529 TEL0795-42-0641		<p>領収印</p> 																														

領収書等添付様式【共通】

(令和5年4月分)

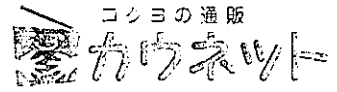
(会派名 自由民主党)

(議員名 藤本 百男)

整理 番号	使 途 項 目																																																																	
		調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・ <b>事務費</b> ・人件費																																																																
13	出金総額	¥26,472																																																																
	充当額	¥13,236																																																																
<p>下記明細は兵庫県議会議員 藤本 百男 宛である</p>																																																																		
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> <p><b>ご 利 用 明 細</b></p> <p>毎度ご利用いただきありがとうございます。 お取引の内容は下記のとおりでございます。 どうぞご確認ください。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2">お取引内容</td> <td>お取扱店</td> <td>機番</td> </tr> <tr> <td colspan="2">お振込</td> <td></td> <td>020</td> </tr> <tr> <td colspan="2">お取扱日</td> <td>お取扱番号</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">05-04-25</td> <td>0404</td> <td>ICカード</td> </tr> <tr> <td>銀行番号</td> <td>カード店番</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>0562</td> <td>325 01</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>万円券</td> <td>五千円券</td> <td>千円券</td> <td>硬貨(円)</td> </tr> <tr> <td>***</td> <td>***</td> <td>***</td> <td>*****</td> </tr> <tr> <td>手数料</td> <td>ご説明コード</td> <td colspan="2">お取引金額</td> </tr> <tr> <td>***</td> <td></td> <td colspan="2">¥26,032</td> </tr> <tr> <td>振込手数料</td> <td colspan="2">お取引後残高</td> <td></td> </tr> <tr> <td>¥440</td> <td colspan="2"></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="4">お振込先</td> </tr> <tr> <td colspan="4">お受取人</td> </tr> <tr> <td colspan="4">ご依頼人 フジテレビヒヤクオ様</td> </tr> <tr> <td colspan="4">(TEL) 0795-43-8270</td> </tr> </table> <p>&lt;裏面もごらんください&gt;</p> <p> <b>みなと銀行</b> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">ご利用時刻 16:38</span></p> </div>			お取引内容		お取扱店	機番	お振込			020	お取扱日		お取扱番号		05-04-25		0404	ICカード	銀行番号	カード店番			0562	325 01			万円券	五千円券	千円券	硬貨(円)	***	***	***	*****	手数料	ご説明コード	お取引金額		***		¥26,032		振込手数料	お取引後残高			¥440				お振込先				お受取人				ご依頼人 フジテレビヒヤクオ様				(TEL) 0795-43-8270			
お取引内容		お取扱店	機番																																																															
お振込			020																																																															
お取扱日		お取扱番号																																																																
05-04-25		0404	ICカード																																																															
銀行番号	カード店番																																																																	
0562	325 01																																																																	
万円券	五千円券	千円券	硬貨(円)																																																															
***	***	***	*****																																																															
手数料	ご説明コード	お取引金額																																																																
***		¥26,032																																																																
振込手数料	お取引後残高																																																																	
¥440																																																																		
お振込先																																																																		
お受取人																																																																		
ご依頼人 フジテレビヒヤクオ様																																																																		
(TEL) 0795-43-8270																																																																		
		共通案分率 50%																																																																
		それ以外の案分 %																																																																
		案分の説明																																																																
		事務用品(プリンタインク6色セット×2、タックシール100枚×3)																																																																
		備考																																																																

# カウネットご請求書

2023年 03月度



担当販売店

株式会社カウネット営業部  
880-0812  
宮崎県宮崎市  
高千穂通2-5-32  
日本生命宮崎駅前ビル2階

カウネット担当: 担当者  
TEL 0120-016-062 FAX 0985-68-1159  
7777773 (00021406)

藤本百男事務所 御中



0001/0001-0026020-1710026020#  
0006027

TEL 0795-43-8270 FAX 0795-20-6675

この度はお買い上げ頂きまして誠にありがとうございます。  
下記の通り、ご請求申し上げます。

( 10%対象金額: ¥ 26,032) 発行日 2023/04/01  
( 8%対象金額: ¥ 0) 対象期間 2023/03/01~2023/03/31  
請求書番号 59898081

当月ご請求金額 ¥ 26,032

日付	品名	数量	単価	金額	税別金額	消費税	合計
03/23	0071804829	ご発注者 様					
	4280-3270	BCI-381+380 6色 2パック以上	2	7,208	14,416	10.0	15,857.6
	5013-1914	タックシール A4 連続給紙タイプ 12面100枚	3	3,872	11,616	10.0	12,777.6
		*小計*		26,032			
		**合計**		26,032	(税抜金額: 23,666)	(消費税額等: 2,366)	
		**10%対象合計**		26,032	(税抜金額: 23,666)	(消費税額等: 2,366)	
		**8%対象合計**		0	(税抜金額: 0)	(消費税額等: 0)	

※ 備考欄にエコロジー対応商品、軽減税率対象商品の分類を表示しております。

※財務省令第92号(消費税法施行規則の一部を改正する省令)附則  
2条3項を適用した消費税額は、税率10%: 2,366円、  
税率8%: 0円となります。

◎・エコマーク商品 ◎・エコ商品ねっと掲載商品 ㊦・グリーン購入法適合商品  
まどエコ・まとめてエコ配送商品 ○・軽減税率対象商品

お支払方法	銀行振込	お支払日	2023/04/25
振込先口座	銀行名	支店名	
	口座科目	口座番号	注意ください
	口座名義		

「振込手数料はお客様のご負担にてお願い致します。」

「振込先口座番号はお客様のご登録お電話番号毎に異なります。ご注意ください。」

前月累計ご獲得ポイント数	P
当月ご獲得ポイント数	P
当月ご使用ポイント数	P
当月累計ご獲得ポイント数	P

※ 653Ptは2023年12月最終営業日まで有効

### ◆郵便局(ゆうちょ銀行)支払に関する重要なお知らせ◆

ゆうちょ銀行の料金改定が2022年1月17日より実施され、それにより、郵便局(ゆうちょ銀行)で現金を利用してお支払いされる場合は、現金取扱手数料(110円/件)が別途かかります。  
(但し、ゆうちょの総合口座通帳またはキャッシュカードでお支払いされる場合は、手数料はかかりません。)  
※2022年1月17日より適用されています。詳しくは、ゆうちょ銀行のホームページをご覧ください。

※「ウェルネット株式会社」は請求書発行業務及び代金収納業務を代行しております。

(ウェルネット株式会社  
札幌市中央区大通東1丁目1番地4)

### お知らせ欄

【Webもお得情報満載】毎週金曜のWeb限定ポイント2倍デー開催中!  
【ポイントプレゼント】お友達をご紹介ください!ご紹介先が新規登録されると、もれなく1社につき400ポイントプレゼント!  
【まとめてエコ配送】対象商品をまとめて1万円(税込)以上Webでご注文いただくと、対象商品のご注文金額から1.0%割引!

領収書等添付様式【共通】

(令和5年4月分)

(会派名 自由民主党)

(議員名 藤本 百男)

整理 番号	使 途 項 目	
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費	
14	出金総額	¥1,862
	充当額	¥1,862
下記明細は兵庫県議会議員 藤本 百男 宛である		共通案分率 % それ以外の案分 100% 案分の説明 政務活動の為の資料購入により上記案分率とした
領収書 藤本百男 様 金額 ¥1,862- 内クレジット利用計 ¥0(内消費税等 ¥0) 内現金扱い等計 ¥1,862(内消費税等 ¥170) 合計 ¥1,862(内消費税等(10%) ¥170) Hanada 2023.6月号 Will 2023.6月号 丸善兵庫教育大学売店 〒673-1415兵庫県加東市下久米942-1兵庫教育大学 大 2階 電話0795-44-1152		書籍購入『Hanada 2023.6月号』『Will 2023.6月号』丸善兵庫教育大学売店 備考

(添付様式2)

領収書等添付様式【共通】

(令和5年4月分)  
(会派名 自由民主党)  
(議員名 藤本 百男)

整理番号	使 途 項 目	
	15	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・ <b>事務所費</b> ・事務費・人件費
	出金総額	¥6,325
	充当額	¥3,162
	下記明細は兵庫県議会議員 藤本 百男 宛である	
	20 05-04-26	電気 6,325
	共通案分率	50%
	それ以外の案分	%
	案分の説明	
	案分率	
	R5年4月分	

電気ご使用量のお知らせ

本書作成年月日  
令和 5年 4月17日

藤本 百男 様  
いつもご利用いただきありがとうございます。

お客さま 日程 所 番 号 今回検計日 次回検計日  
番 号 12853231037013 4月14日 5月17日

供給地点特定番号 (1) 0601285323103701310000

年 月 分 ご請求金額 ご使用期間 3月14日～ 4月13日  
5年 4月分 6,325円 お支払期限日 5月15日

ご契約種別1 従量電灯A ご請求金額 6,325円

当月ご使用量 285kWh  
ご参考 264kWh  
前年同月ご使用量 (期間 3月14日～ 4月13日)

当月指示数 07576.8  
前月指示数 07292.1

(内 訳)	円	銭	(内 訳)	円	銭
最低料金	379	76	再エネ促進賦課金	988	00
1段料金	2,132	55	消費税等相当額再掲	575	00
2段料金	4,242	15			
燃料費調整額	-	1,356			
口座振替割引額	-	55			

計器番号 052

ご契約種別2 \*\*\*\* \*\* ご請求金額 \*\*\*\* \*\*

(内 訳)	円	銭	(内 訳)	円	銭

従量電灯A	(参考) 託送料金相当額(再掲) うち賠償負担金相当額 及び座灯台消化負担金相当額	2,570円 68円40銭
-------	-------------------------------------------------	------------------

※託送料金相当額は、低圧託送料金平均単価を基に算定した参考値です。

5年 4月分 ご請求に関するお知らせ

初回振替日 4月26日 再振替予定日 5月10日

4月分料金の振替日は4月26日となります。  
なお、振替日に引落しができなかった場合は、  
5月10日に、再度引落しをさせていただきます。

電気料金領収済のお知らせ

下記電気料金をご指定の口座から振替させていただきました。

ご契約種別	従量電灯A	
年 月 分	5年 3月分	
領 収 金 額	7,309円	*****
消費税等相当額(再掲)	664円	
ご 使 用 期 間	2月14日～ 3月13日	
ご 使 用 量	324kWh	
振 替 日	3月27日	

口座名義 店 舗 口座番号

印紙税申告納付につき北  
税務署承認済

◎口座振替による領収の場合、お客さま情報保護の観点から、ご口座情報につきましては、お客さまからのご希望がある場合にのみ記載しております。なお、その場合でも、口座番号の一部を非表示とさせていただいております。ご理解のほどよろしくお願いいたします。

<ご使用場所> 加東市社1491-1

単 価 名 称	月 分	従量電灯A 最初の15kWh に対して	15kWhをこえる 1kWhにつき
燃 料 費 調 整	当月分	-71円34銭	-4円76銭
	翌月分	-71円34銭	-4円70銭
再エネ発電促進賦課金	当月分	51円75銭	3円45銭

領収書等添付様式【共通】

(令和5年4月分)  
(会派名 自由民主党)  
(議員名 藤本 百男)

整理番号	使 途 項 目	
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・ <span style="border: 1px solid black;">事務所費</span> ・事務費・人件費	
16	出金総額      ¥79,990 ----- 充当額        ¥39,995	共通案分率      50% それ以外の案分    % 案分の説明
	下記明細は兵庫県議会議員 藤本 百男 宛である  <span style="border: 1px solid black;">05-04-27</span> 振替             *79,990   DF・AAL	案分率
		自動車リース料 R5年 4月分  備 考

●ボールペンで強くお書き下さい。  
 ●お申込みの際は、契約書面および裏面条項をよくお読みになり、内容をご理解いただいた上で、お申込者ご自身が署名捺印していただくよう、お願いします。  
 なお、本契約はクーリングオフの適用はありません。

# 楽スルプラン契約書

審査申込日 年 月 日 契約日 5年 2月 10日

私(申込者)は、本契約にあたり裏面記載の「個人情報」の取扱いに関する同意条項の説明を受け、各条項を理解しました。  
 また、契約約款についても説明を受け、各条項を理解しました。

お名前	フリガナ	性別	生年月日	昭平	年	月	日	才	実印
	藤本 百恵	1. 男							
		2. 女	電話						
ご住所	[Redacted]								

私(連帯保証人)は、本契約にあたり裏面記載の「個人情報」の取扱いに関する同意条項の説明を受け、各条項を理解しました。  
 また、契約約款についても説明を受け、各条項を理解しました。

お名前	フリガナ	性別	生年月日	昭平	年	月	日	才	実印
		1. 男							
		2. 女	電話						
ご住所	[Redacted]								

◆(6) (損害金算出基準額)  
 基本額 4,217,884 円 月当り递减額 リース料(税抜き)

契約書目

期間	(2) 契約月数	36ヶ月
距離	(7) 契約走行距離	月間 1500 km

◆(月々のお支払額) (税込)

お支払	名義変更登録月の翌々月12日または27日から口座振替となります。 リース会社からのお支払予定書をご確認ください。 ※新規のお客様は、初回のみ「2ヶ月分」引落としとなります。
支払日	(4) どちらかを選択して下さい(○印)
	毎月 12日 毎月 27日
初回※	77,990 円
2回目以降※	77,990 円
ボーナス月加算額	円 X 回
ボーナス月(○印)	6月・7月・8月・12月・1月

(3) リース料総額 2,879,640 円(税込)

◆(3) リース料総額に含まれる内容(自動車保険料)(非課税)

分割支払額	初回※	円/月
	2回目以降※	円/月
(3)-自動車保険料総額		円(非課税)

◆(5) (残価額) (税込)

残価方式	オープンエンド	クローズドエンド
契約残価	[Redacted]	円(税込)

◆(10) (自動車代)

自動車税種別割	○ 重量税(初回・全期間)
登録費用	○ 自賠責(初回・全期間)
環境性能割	○ 自動車保険(任意保険)
	○ メンテナンスサービス

◆(12) (メンテナンス)

車検	定期点検
一般整備	パンク修理
オイル交換	消耗品交換
スケジュール点検	
タイヤ交換	
バッテリー交換	
代車	
その他	

契約番号 K250201163  
 契約期間 2023年2月20日~2026年2月19日  
 登録番号 神戸804 5 2754  
 車台番号 [Redacted]

貸渡人 東京都品川区西五反田4-3-2-1  
 株式会社エース・オートリース  
 代表取締役 山口 直樹

① 車両の明細

メーカー・車名	トヨタ
グレード名	HV 4E
排気量	1800 CC
型式	6AA-ZWRP100
車体色	ホワイトパール
初度登録	5年 月
走行距離(中古車のみ)	km

前払リース料 円(税込)

満了時購入金額(税抜) 円

◆購入選択権付リース(満了時購入金額に金額記載がある場合)  
 1. 契約期間満了の2ヶ月前までに、乙に対し購入選択権行使の申入れをすることにより、契約期間終了後に購入する権利を有します。  
 2. 購入選択権を行使する場合、乙は、甲がその時点までに支払うべき全ての債務が完済されていることを条件に、甲に対し請求書を送付し、甲からの入金を確認した後、本件リース自動車を甲に引き渡すものとします。  
 3. 乙は、甲の乙に対する本契約上の債務が未履行の場合でも、当該金額を含めた請求書を送付し、甲より当該請求金額の入金が確認された場合は、本件リース自動車を甲に引き渡すものとします。  
 4. 乙は、甲より本件契約期間満了日の即日に本件リース自動車の引き渡し要請があった場合、本契約上の甲の乙に対する未払債務がある場合には当該金額を含めた請求書の本契約期間満了日前に送付し、本契約期間満了日までに、甲が当該請求金額を支払った場合には、甲に対し、本件リース自動車を本契約期間満了日に引き渡すものとします。  
 5. 購入金額は、満了時購入金額(税抜)の通りとします。  
 6. 購入する場合には、名義変更に係る書類発行手数料、リサイクル料金、未経過自動車税相当額及び満了購入時点の消費税を購入金額とは別にお支払いいただくことになります。  
 7. 甲は、本契約に関する税務、会計上の処理を自らの判断と責任により行うものとし、乙は、その結果について一切の責任を負わないものとします。

(販売店舗(丙))  
 兵庫県加東市社420-1  
 株式会社オートセンター  
 代表取締役 清水 浩一 店舗印  
 6785-1200  
 担当者名 [Redacted]



# お支払予定書

発行日 2023年2月28日

藤本 百男

様

株式会社 エース・オートリース

毎度格別のお引き立てに預り厚くお礼申し上げます。  
このたびはリース契約をご利用いただきましてありがとうございます。  
お客様のお支払予定は下記のとおりとなっておりますのでお手元の控  
としてご利用ください。

〒 141-0031  
東京都品川区西五反田  
4丁目3番1号  
東京日産西五反田ビル2号館4F  
TEL 03-5487-8717 FAX 03-5434-5426

※口座番号の下3桁は個人情報保護のため「\*\*\*」と表示しています。

ご契約内容	契約番号	契約日	満了日	商品名	登録番号	支払回数	支払金額 (税抜)
	K230201163	2023/02/20	2026/02/19	ヴォクシー HEV S-Z 2WD CVT	神戸304な4754	36	2,617,884
	支払金融機関				担当部署		(満了時買取総支払額) (税抜)
	[REDACTED]				関西支店	TG西日本担当	前払金
							0

お支払 明細	支払 回数	支払予定日	支払月額 A+B-C	A. 契約月額 リース料税抜	B. 消費税	C. 前払金	契約期間	備考
	1	2023/03/27	79,990	72,719	7,271	0	2023/02/20~2023/03/19	
2	2023/04/27	79,990	72,719	7,271	0	2023/03/20~2023/04/19		
3	2023/05/27	79,990	72,719	7,271	0	2023/04/20~2023/05/19		
4	2023/06/27	79,990	72,719	7,271	0	2023/05/20~2023/06/19		
5	2023/07/27	79,990	72,719	7,271	0	2023/06/20~2023/07/19		
6	2023/08/27	79,990	72,719	7,271	0	2023/07/20~2023/08/19		
7	2023/09/27	79,990	72,719	7,271	0	2023/08/20~2023/09/19		
8	2023/10/27	79,990	72,719	7,271	0	2023/09/20~2023/10/19		
9	2023/11/27	79,990	72,719	7,271	0	2023/10/20~2023/11/19		
10	2023/12/27	79,990	72,719	7,271	0	2023/11/20~2023/12/19		
11	2024/01/27	79,990	72,719	7,271	0	2023/12/20~2024/01/19		
12	2024/02/27	79,990	72,719	7,271	0	2024/01/20~2024/02/19		
13	2024/03/27	79,990	72,719	7,271	0	2024/02/20~2024/03/19		
14	2024/04/27	79,990	72,719	7,271	0	2024/03/20~2024/04/19		
15	2024/05/27	79,990	72,719	7,271	0	2024/04/20~2024/05/19		
16	2024/06/27	79,990	72,719	7,271	0	2024/05/20~2024/06/19		
17	2024/07/27	79,990	72,719	7,271	0	2024/06/20~2024/07/19		
18	2024/08/27	79,990	72,719	7,271	0	2024/07/20~2024/08/19		
19	2024/09/27	79,990	72,719	7,271	0	2024/08/20~2024/09/19		
20	2024/10/27	79,990	72,719	7,271	0	2024/09/20~2024/10/19		
21	2024/11/27	79,990	72,719	7,271	0	2024/10/20~2024/11/19		
22	2024/12/27	79,990	72,719	7,271	0	2024/11/20~2024/12/19		
23	2025/01/27	79,990	72,719	7,271	0	2024/12/20~2025/01/19		
24	2025/02/27	79,990	72,719	7,271	0	2025/01/20~2025/02/19		
25	2025/03/27	79,990	72,719	7,271	0	2025/02/20~2025/03/19		
26	2025/04/27	79,990	72,719	7,271	0	2025/03/20~2025/04/19		
27	2025/05/27	79,990	72,719	7,271	0	2025/04/20~2025/05/19		
28	2025/06/27	79,990	72,719	7,271	0	2025/05/20~2025/06/19		
29	2025/07/27	79,990	72,719	7,271	0	2025/06/20~2025/07/19		
30	2025/08/27	79,990	72,719	7,271	0	2025/07/20~2025/08/19		
31	2025/09/27	79,990	72,719	7,271	0	2025/08/20~2025/09/19		
32	2025/10/27	79,990	72,719	7,271	0	2025/09/20~2025/10/19		
33	2025/11/27	79,990	72,719	7,271	0	2025/10/20~2025/11/19		
34	2025/12/27	79,990	72,719	7,271	0	2025/11/20~2025/12/19		
35	2026/01/27	79,990	72,719	7,271	0	2025/12/20~2026/01/19		
36	2026/02/27	79,990	72,719	7,271	0	2026/01/20~2026/02/19		

万一口座振替が出来なかった場合には、別途送付されますご案内をご確認ください。

※振替日が金融機関の休日に該当する場合は翌営業日となります。なお預金口座へのご入金の前営業日迄に  
お願い致します。

預金口座振替は委託会社の三菱UFJファクター株式会社(略称:DF)が行います。

表記された消費税額は、契約開始時点及び契約期間中に見込まれる消費税率により計算された金額です。  
契約期間中に税率の変更があった場合には、その時点以降のお支払額は新税率にて計算された金額となります。

(添付様式2)

領収書等添付様式【共通】

(令和5年4月分)  
(会派名 自由民主党)  
(議員名 藤本 百男)

整理 番号	使 途 項 目	
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費	
17	出金総額	¥5,997
	充当額	¥2,998
下記明細は兵庫県議会議員 藤本 百男 宛である		共通案分率 50% それ以外の案分 % 案分の説明
		案分率
		ガソリン代 R5年4月分

コードNo. 2709-4      No 0097-37

領 収 証

藤本 百男 事務所 様

金 額 (消費税等含む)				¥	5	千	9	9	7	円	-
-----------------	--	--	--	---	---	---	---	---	---	---	---

但し 油代

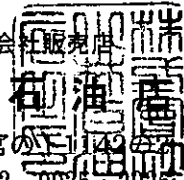
上記の金額正に受領致しました

25 年 4 月 30 日

お買上額 ¥ \_\_\_\_\_  
 相 殺 ¥ \_\_\_\_\_  
 現 金 ¥ 0 \_\_\_\_\_  
 小 切 手 ¥ \_\_\_\_\_  
 手 形 ¥ \_\_\_\_\_



昭和シェル石油株式会社販売店  
 株式会社 小林 石油  
 社給油所 加東市社字宮の下 142 番地  
 本 店 TEL (0795) 42-0025-2025



収 入  
印 紙

社印及び受取印無  
きものは無効です

請 求 書

XC0002  
CS1133

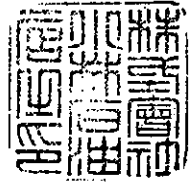
〒673-1431

加東市 社 1491-1

藤本 百男 事務所

様

会社名 株式会社 小林石油店  
〒 673-1431  
住 所 兵庫県加東市  
社宮の下1142-2



店舗名 社  
TEL 0795-42-0025

銀行名 支店名  
預金種別 口座番号 口座名義人



お客様へのお知らせ

毎度有り難う御座居ます。下記のとおり請求申し上げます。

前回請求額	入金額	売上調整額	入金調整額	差引繰越額	今回お買上額	ご請求額
12763	12763	0	0	0	5997	5997

ハイオクガソリン	レギュラーガソリン	軽油	灯油	ローリー灯油		
	354					
	5452					

担当コード

担当印 確認印

お買上明細書

お客様コード 2709-4 請求締日 2023年04月20日 支払予定日 2023年04月30日 支払方法 集金 整理NO./頁 1- 96

月日	車番 届先	伝票 NO.	レター NO.	商品コード	商 品 名	荷 姿	税	数 量	単 価	金 額	給油店略称
328		69	3441		現金入金					12763	
4/10	4651	52	5145	12000	レギュラーガソリン		G	354	154	5452	
					小 計					5452	
					消費税等					545	
					*** 車両 合計 ***					5997	
					商品代合計					5452	
					標準税率対象(外)					5452	
					消費税等合計					545	

(添付様式2)

領収書等添付様式【共通】

(令和5年4月分)  
(会派名 自由民主党)  
(議員名 藤本 百男)

整理 番号	使 途 項 目	
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・ <span style="border: 1px solid black;">人件費</span>	
18	出金総額    ¥100,000	共通案分率        50%
	<hr/> 充当額        ¥50,000	
下記明細は兵庫県議会議員 藤本 百男 宛である		案分率
		備考
		政務調査補助職員R5 年4月給与

政務活動補助業務 勤務実績表・領収書

令和5年 4月分		氏名		(政務調査補助職員)				
日	曜日	定時勤務				備考(時間外勤務等)		
		開始時刻	終了時刻	休憩等控除時間	勤務時間数	開始時間	終了時刻	勤務時間
1	土	13:00	18:00	0:00	5:00			0:00
2	日				0:00			0:00
3	月				0:00			0:00
4	火				0:00			0:00
5	水	13:00	18:00	0:00	5:00			0:00
6	木				0:00			0:00
7	金	13:00	18:00	0:00	5:00			0:00
8	土	13:00	18:00	0:00	5:00			0:00
9	日				0:00			0:00
10	月				0:00			0:00
11	火				0:00			0:00
12	水	13:00	18:00	0:00	5:00			0:00
13	木				0:00			0:00
14	金	13:00	18:00	0:00	5:00			0:00
15	土	13:00	18:00	0:00	5:00			0:00
16	日				0:00			0:00
17	月				0:00			0:00
18	火				0:00			0:00
19	水	13:00	18:00	0:00	5:00			0:00
20	木				0:00			0:00
21	金	13:00	18:00	0:00	5:00			0:00
22	土	13:00	18:00	0:00	5:00			0:00
23	日				0:00			0:00
24	月				0:00			0:00
25	火				0:00			0:00
26	水	13:00	18:00	0:00	5:00			0:00
27	木				0:00			0:00
28	金	13:00	18:00	0:00	5:00			0:00
29	土				0:00			0:00
30	日				0:00			0:00
計					(A) 60:00			0:00

上記のとおり勤務したことを証明します。

議員名 藤本 百男



【総支給額の計算】

① 時給の場合	(A) [ 時間 分 ] × 単価 [ 円 ]	=		円(B)
①' 月額の場合	支給額	=	100,000	円(B)
② 時間外勤務手当等	支給額	=		円(C)
③ 交通費	支給額	=		円(D)
④ 総支給額	(B)+(C)+(D)	=	100,000	円(E)

【実支給額(総支給額－諸控除額)の計算】

(E) - [3500円](所得税・住民税、保険料本人負担額)	=	96,500	円(F)
---------------------------------	---	--------	------

左記金額を確かに領収致しました。

金 96,500 円(E)

令和5年 4月 30日

氏名

【政務活動費充当額の計算】

○ 給与	総支給額(E)[100000円] × 案分率[50%]	=	50,000	円(G)
○ 保険料等雇用主負担額	総額 [ 円 ] × 案分率 [ % ]	=		円(H)
○ 政務活動費充当額の計	(G)+(H)	=	50,000	円

# 雇 用 契 約 書

ふりがな	[REDACTED]	生 年 月 日
氏 名	[REDACTED]	[REDACTED]
現住所	[REDACTED]	
下記の条件で契約します		
雇用期間	平成19年6月11日から	平成20年3月31日 まで
雇用形態	契約職員	
就業場所	加東市社1491-1 藤本百男議員事務所	
仕事内容	1. 政務活動に係る政策調査補助及び会計処理 2. 政務活動及び事務所運営等に係る法令遵守管理	
勤務日 就業時間 (休憩時間)	午後1時から 午後6時まで (火曜、木曜、金曜)	
休 日	日曜日、祝祭日、年末及年始、お盆	
給与(賃金)	月額100,000円	
給与支給	毎月分を月末に支払い	
上記契約期間満了2ヶ月前にいずれかから解約の申し入れがあった場合は本契約を 解消する。但し、申し入れなき場合は自動的に継続するものとする。		
契約書は2通作成し、双方が各1通を保管する。		
平成 19 年 5 月 31 日		
雇 用 者 兵庫県議会議員 藤本百男 [REDACTED]		
被雇用者 [REDACTED]		

(添付様式2)

領収書等添付様式【共通】

(令和5年4月分)  
(会派名 自由民主党)  
(議員名 藤本 百男)

整理 番号	使 途 項 目	
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・ <span style="border: 1px solid black;">人件費</span>	
19	出金総額    ¥95,000 ----- 充当額       ¥47,500	共通案分率       50% それ以外の案分    % 案分の説明
	下記明細は兵庫県議会議員 藤本 百男 宛である	案分率
		事務所連絡職員R5年 4月給与
		備 考

政務活動補助業務 勤務実績表・領収書

令和5年 4月分		氏名		(事務所連絡職員)			
日	曜日	定時勤務			備考(時間外勤務等)		
		開始時刻	終了時刻	休憩等控除時間	勤務時間数	開始時間	終了時刻
1	土				0:00		0:00
2	日				0:00		0:00
3	月	14:00	17:00	0:00	3:00		0:00
4	火	10:00	17:00	1:00	6:00		0:00
5	水	14:00	17:00	0:00	3:00		0:00
6	木	10:00	17:00	1:00	6:00		0:00
7	金	10:00	17:00	1:00	6:00		0:00
8	土				0:00		0:00
9	日				0:00		0:00
10	月	14:00	17:00	0:00	3:00		0:00
11	火	10:00	17:00	1:00	6:00		0:00
12	水	14:00	17:00	0:00	3:00		0:00
13	木	10:00	17:00	1:00	6:00		0:00
14	金	10:00	17:00	1:00	6:00		0:00
15	土				0:00		0:00
16	日				0:00		0:00
17	月	14:00	17:00	0:00	3:00		0:00
18	火	10:00	17:00	1:00	6:00		0:00
19	水	14:00	17:00	0:00	3:00		0:00
20	木	10:00	17:00	1:00	6:00		0:00
21	金	10:00	17:00	1:00	6:00		0:00
22	土				0:00		0:00
23	日				0:00		0:00
24	月	14:00	17:00	0:00	3:00		0:00
25	火	10:00	17:00	1:00	6:00		0:00
26	水	14:00	17:00	0:00	3:00		0:00
27	木	10:00	17:00	1:00	6:00		0:00
28	金	10:00	17:00	1:00	6:00		0:00
29	土				0:00		0:00
30	日				0:00		0:00
計					(A) 96:00		0:00

上記のとおり勤務したことを証明します。

議員名 藤本 百男



【総支給額の計算】

① 時給の場合	(A) [ 時間 分] × 単価[ 円]	=	円(B)
①' 月額の場合	支給額	=	95,000 円(B)
② 時間外勤務手当等	支給額	=	円(C)
③ 交通費	支給額	=	円(D)
④ 総支給額	(B)+(C)+(D)	=	95,000 円(E)

【実支給額(総支給額－諸控除額)の計算】

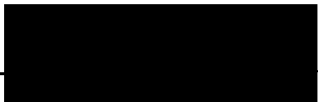
(E) - [3400円](所得税・住民税、保険料本人負担額)	=	91,600 円(F)
---------------------------------	---	-------------

金 91,600 円(E)

左記金額を確かに領収致しました。

令和5年 4月 30日

氏名



【政務活動費充当額の計算】

○ 給与	総支給額(E)[95000円] × 案分率[50%]	=	47,500 円(G)
○ 保険料等雇用主負担額	総額[ 円] × 案分率[ %]	=	円(H)
○ 政務活動費充当額の計	(G)+(H)	=	47,500 円



# 雇 用 契 約 書

ふりがな		生 年 月 日
氏 名		
現 住 所		
下記の条件で契約します		
雇 用 期 間	平成19年 6月 11日 から 平成20年 3月 31日 まで	
雇 用 形 態	契約職員	
就 業 場 所	加東市社1491-1 藤本百男議員事務所	
仕 事 内 容	1. 政務活動に係る補助及び関係書類の作成 2. 後援会関係事務	
勤 務 日 就 業 時 間 (休憩時間)	午前10時から午後5時まで(火、木、金) 曜日 午後2時から午後5時まで(月、水) 曜日 (休憩時間は正午から午後1時まで)	
休 日	日曜日、祝祭日、年末及年始、お盆	
給 与 (賃 金)	月額80,000円	
給 与 支 給	毎月分を月末に支払い	
上記契約期間満了2ヶ月前にいずれかから解約の申し入れがあった場合は本契約を 解消する。但し、申し入れなき場合は自動的に継続するものとする。		
契約書は2通作成し、双方が各1通を保管する。		
平成19年 6月11日		
雇 用 者 兵庫県議会議員 藤本百男		
被雇用者		

平成26年1月給与より月額90,000円とする  
 平成26年1月20日変更追記  
 平成27年1月給与より月額95,000円とする  
 平成27年1月1日付

(添付様式2)

領収書等添付様式【共通】

(令和5年4月分)  
(会派名 自由民主党)  
(議員名 藤本 百男)

整理 番号	使 途 項 目	
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・ <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">人件費</span>	
20	出金総額 ￥60,000	共通案分率 50% それ以外の案分 % 案分の説明
	充当額 ￥30,000	
下記明細は兵庫県議会議員 藤本 百男 宛である		
	案分率	
	備 考	事務所連絡職員R5年 4月給与

政務活動補助業務 勤務実績表・領収書

令和5年 4月分		氏名		(事務所連絡職員)				
日	曜日	定時勤務				備考(時間外勤務等)		
		開始時刻	終了時刻	休憩等控除時間	勤務時間数	開始時間	終了時刻	勤務時間
1	土	10:00	15:00	1:00	4:00			0:00
2	日				0:00			0:00
3	月	10:00	16:00	1:00	5:00			0:00
4	火				0:00			0:00
5	水	10:00	16:00	1:00	5:00			0:00
6	木				0:00			0:00
7	金				0:00			0:00
8	土	10:00	15:00	1:00	4:00			0:00
9	日				0:00			0:00
10	月	10:00	16:00	1:00	5:00			0:00
11	火				0:00			0:00
12	水	10:00	15:00	1:00	4:00			0:00
13	木				0:00			0:00
14	金				0:00			0:00
15	土	10:00	15:00	1:00	4:00			0:00
16	日				0:00			0:00
17	月	10:00	16:00	1:00	5:00			0:00
18	火				0:00			0:00
19	水	10:00	16:00	1:00	5:00			0:00
20	木				0:00			0:00
21	金				0:00			0:00
22	土	10:00	15:00	1:00	4:00			0:00
23	日				0:00			0:00
24	月	10:00	16:00	1:00	5:00			0:00
25	火				0:00			0:00
26	水	10:00	15:00	1:00	4:00			0:00
27	木				0:00			0:00
28	金				0:00			0:00
29	土				0:00			0:00
30	日				0:00			0:00
計					(A) 54:00			0:00

上記のとおり勤務したことを証明します。

議員名 藤本 百男



【総支給額の計算】

① 時給の場合	(A) [ 時間 分] × 単価 [ 円]	=	円(B)
①' 月額の場合	支給額	=	60,000 円(B)
② 時間外勤務手当等	支給額	=	円(C)
③ 交通費	支給額	=	円(D)
④ 総支給額	(B) + (C) + (D)	=	60,000 円(E)

【実支給額(総支給額－諸控除額)の計算】

(E) - [ 円](所得税・住民税、保険料本人負担額) = 60,000 円(F)

金 60,000 円(E)

左記金額を確かに領収致しました。

令和5年 4月 30日

氏名

【政務活動費充当額の計算】

○ 給与	総支給額(E)[60000円] × 案分率[50%]	=	30,000 円(G)
○ 保険料等雇用主負担額	総額[ 円] × 案分率[ %]	=	円(H)
○ 政務活動費充当額の計	(G) + (H)	=	30,000 円

# 雇 用 契 約 書

ふりがな	[REDACTED]	生 年 月 日
氏 名	[REDACTED]	[REDACTED]
現 住 所	[REDACTED]	
下記の条件で契約します		
雇 用 期 間	平成20年 2月 1日 から 平成20年 3月 31日 まで	
雇 用 形 態	契約職員	
就 業 場 所	加東市社1491-1 藤本百男議員事務所	
仕 事 内 容	1. 政務活動に係る補助及び関係書類の作成 2. 後援会関係事務	
勤 務 日 就 業 時 間 (休憩時間)	午前10時から午後4時まで (月、水) 曜日 午前10時から午後3時まで (土) 曜日 (休憩時間は正午から午後1時まで)	
休 日	日曜日、祝祭日、年末及年始、お盆	
給 与 (賃 金)	月額40,000円	
給 与 支 給	毎月分を月末に支払い	
上記契約期間満了2ヶ月前にいずれかから解約の申し入れがあった場合は本契約を 解消する。但し、申し入れなき場合は自動的に継続するものとする。		
契約書は2通作成し、双方が各1通を保管する。		
平成20年 1月28日		
雇 用 者		兵庫県議会議員 藤本百男 [REDACTED]
被雇用者		[REDACTED]

平成26年1月給与より月額50,000円とする。 令和5年1月給与より  
 平成26年1月20日変更 月額60,000円とする。  
 平成31年1月給与より月額55,000円とする。 令和5年1月1日変更 月額60,000円とする。